

反戦情報

2016・3・15 №.378

2001年2月9日第3種郵便物認可 第378号
2016年3月15日発行 (毎月1回15日発行)

戦争法廃止・参院選勝利に向け野党共闘構築!



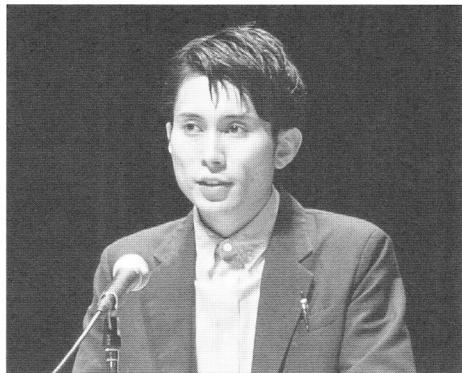
「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」(略称=「市民連合」)の発足記者会見(2015年12月20日)

〈巻頭言〉	
「長期戦を覚悟すべし」	2
〈焦点〉	
「戦争法廃止」へ、市民運動背景に野党共闘が実現	3
〈広島から〉	
安倍の暴走止める新たな「市民革命」の可能性	
—県下全域で続く戦争法廃止への市民のたたかい—	
難波 健治	4
〈講演〉	
民主主義を取り戻す—私たちは今どこにいるのか(上)	
一生協労連中四国地連春闌組合学校での講演一	
石田 英敬	6
〈論壇〉	
市民のための「国家緊急事態条項改憲論」講座(その2)	
永山 茂樹	11
〈エッセイ〉	
「戦争できる国」から国家総動員へ	
—「国家」を守るために国民を棄てた国— 豊旗 梢	22
〈原発〉	
戦争も原発も国策による棄民	
—福島原発大震災5周年に思う— 橋 柳子／井戸川 克隆	24
〈教育〉	
教科書アンケート「育鵬社7割肯定」は組織動員か!?	
—大阪市議会で真相究明求める陳情書可決— 伊賀 正浩	27
育鵬社教科書採択変えない呉市教委を糾弾する	
—採択資料のまちがいが1054カ所発覚— 山川 滋	29
〈映画の世界162〉	
『アメリカン・スナイパー』	
鈴木 右文	31

次頁「焦点」でも触れたが、安保法制廃止に向けた野党共闘がようやく動き始めた。

昨年夏の大闘争——SEALDs

sたち若者や若いママたち、そして彼らを支援しともにたたかう学園たち、そして、それらを大きく包み込んで動く総がかり行動など、70年安保闘争以来最大の政治闘争となつた安保法制反対闘争だが、「本気で止める」というSEALDsたちのコールが、本当に実現するのかどうか、その後、多くの人々がやきもきしていたことだろう。



発言する諏訪原健氏

実は、筆者もその一人だが、ここに来て、この夏の参院選に向けた野党共闘の態勢が、ようやく整ってきたようだ。

この共闘体制構築のために奮闘された市民運動の方々、とりわけSEALDsや学者の会をはじめとした「市民連合」の方々には敬意を表したい。

その「市民連合」が2月26日にひらいた「野党共闘で戦争法廃止

足並みを揃えたこと以上に、市民が野党共闘を達成した、この事のほうが重要だ」——。彼は続けて言う。「選挙で政党と一緒に『共倒れ』してはいけない。市民が声をあげてそれを政党とした「市民連合」の方々には敬意を表したい。

と「市民がきちんとつとめてゆくことを「市民がきちんとつとめてゆくこと」、そうした力況をつくりだすこと、そうした力を「市民がきちんとつとめてゆくこと」のほうが重要だと、彼は重ねてつよく指摘するのだ。

〈巻頭 言語〉

「長期戦を覚悟すべし」

へ！」という集会（次頁参照）。

発言者のなかでひときわ注目を引いたのが、主催者でもあるSEA LDsの諏訪原健氏の発言だ。

SEALDsが「野党共闘」の実現にかなりの力を傾注したであろうことは、言葉の端々からも窺えるのだが、筆者が注目したのは、野党共闘実現そのものよりも、もっと重要なことがあるとの彼の指摘だ。それは何か？ 「政党が

何故か？ 諏訪原氏は、安倍政権の「支持率の高さ」、言い換えればその「強さ」にも注目する。あれほどのデータラメなことをやつてもなお、支持率が落ちないのには、それなりの理由があると言うのだ。それはなにか？ 「それは力を

持っている者同士がきちんと連合を組んでいるからだ」と。「大企業は自分たちの利権を守るために強い権威をもつて経済政策を進め

ていってもらいたいし、たとえその内実が国民生活を脅かすものだとしても、自分たちの利益になるのなら、それをすすめていてもいい。そのためには強権的な政治が必要になるし、安倍さんのような人にニーズが生まれてくる。そういうものがつながつて今、安倍政権というものに最悪の形で現れているわけだ」——。

これと闘っていくのは、「本当に大変なこと」だから、「長期戦を覚悟」しなければいけないし、「支持政党の違いを理由に市民が分裂しているような状況では、とても闘えない」、「この事をいつも念頭に置いて、これから闘いをすすめていく必要がある」——。

そして、これまでのように選挙だけ、政治闘争だけで政治を考えていたはダメで、いわば、トータルな社会変革を考えねばいけない——そういう指摘だった。

「70年安保世代」の筆者にとつても、考えさせられる問題提起ではある。

「戦争法廃止」へ、市民運動背景に野党共闘が実現

「戦争ができる国」に変更する安全保障関連法案を强行採決してから5ヶ月、この戦争法廃止に向けた野党共闘体制がようやく構築され、待ち望んでいた、この夏の参院選に向けた野党5党の選挙協力態勢も、始動し始めている。

的自衛権行使容認の閣議決定撤回を其の目的とする(2)安倍政権打倒をめざす(3)国政選挙で現与党及びその補完勢力を少数に追い込む(4)国会に於ける対応や国政選挙など、あらゆる場面で出来る限りの協力をおこなう——の4点を確認した。

そして、これらの問題だけでなく、消費税、アベノミクス、沖縄新基地、TPP等の問題も共通公約とすべく議論を深めてゆくこともその後の幹事長・書記局長会談で文書確認している。

翌20日、共産党は臨時幹部会をひらき、夏の参院選で32ある改選1人区での独自

院に共同提出した（廃止2法案は、集団的自衛権行使を可能にする、武力攻撃事態法など関連する10本の法律を一括して改正した「平和安全法制整備法」と「国際貢献」を目的に他国軍支援を隨時可能にする「国際平和支援法」をそれぞれ廃止するとの内容。民主・維新両党は、これとは別に前日18日、安保法の対案として領域警備法案など3法案を衆院に提出）。

5党は、廃止法案提出に先立ち党首会談をおこない、①安保法制の廃止と集団

候補擁立を原則とし、2009年衆院選では300選挙区の多くで擁立を見送り、

民主党政権誕生の後押しをしている

野党が共闘することができました。本当に有難うございます。

こうした動きを後押ししてきた市民運動は26日、中野ZEROホールで「野党

共闘で戦争法廃止へ！ 2・26集会」をひらき、改めて闘いへの出発を宣言した。主催は「市民連合」（安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合・呼びかけ団体）＝戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会／安全保障関連法に反対する学者の会／安保関連法に反たくない！」。戦争法と軽減税率の引き換えをおこなつた自公こそ究極の談合じやがないですか。安保法制を廃止し立憲主義を取り戻す——これほど明確な大義はありません。参院選に向けて既に各地の一人区で前向きな話し合いが次々行なわれています。これを実らせていきましょう。

対するママの会／立憲デモクラシーの会／SEALDs（自由と民主主義のための学生緊急行動）で、800人が結集した。各党代表や学者からの問題提起が行
●諏訪原健（SEALDs）
先ずは皆さんと喜びたい。野党共闘がやっと出来たということです。

なわれたが、日本共産党代表＝小池晃、参院議員と、SEALDs代表＝諏訪原健氏の挨拶の要旨を以下に若干、紹介する。

(編集部N)

●小池晃（日本共産党）
皆さん！ 大変おまたせいたしました。

安倍の暴走止める新たな「市民革命」の可能性

—県下全域で続く戦争法廃止への市民のたたかい—

難波健治

沖縄県の米海兵隊普天間基地（宜野湾市）の移設計画をめぐり、安倍政権が沖縄県の翁長雄志知事を訴えた代執行訴訟で、政府と県は3月4日、福岡高裁那覇支部の和解案を受け入れた。双方は訴訟を取り下げ、国は名護市辺野古への移設工事を中断。両者の間で解決に向けた協議が始まるとのこと。

ところが、ある。安倍首相は「和解」を表明する一方で、「辺野古への移設が唯一の選択肢である」という国の考え方になんら変わりはない」と強調し、辺野古移設の方針に依然固執する構えを崩していない。これでは沖縄の基地問題は話し合いで解決せず、再び訴訟になる可能性が高い。

この数年間、脱原発に始まり、秘密保護法反対から廃止、戦争法反対、廃止、と市民運動にかかわってきて、私自身がそのつど感じてきた憤りである。

委員会で「在任中の改憲」まで主張した。来たる参院選、国政選挙に勝つて、「明文改憲についても国民の支持を得た」との大義をこの際手に入れようとして、あからさまな挑戦を続けていた。

景には、6月の沖縄県議選や7月の参院選（ひよつとした衆参同日選）への影響を避けようととする思惑があるのではないか。そんな思いが頭をよぎる。

安倍晋三という政治家にとって「世論」とは何なのだろう。

自らの政治課題を実現するため、いかに国民、市民の気持ちや感情を操作し、黙らせていくか。その対象でしかない。そのことの裏返しで、政治を執り行うために耳を傾け、そこから道筋を探っていくための「主権者の声」が「世論」だ、との認識はまつたくないのではないか。

市民の側の動きはどうか。戦争法などを繰り返し述べた。しかし、野党からの臨時国会開会の求めには一切応じず（これもまた憲法違反）、だんまりを決め込んだ。

そして年が明け、正月松の内もまだ明けない1月4日に通常国会を開き、明文改憲に向けて大きく踏み込んだできたのである。当初は、一部野党も同調しやすいとされる「緊急事態条項」の新設を掲げて改憲への道筋をつけようとしたが、やがて憲法心部の繁華街で毎回数十人を超える各地の駅頭などで一斉に繰り広げる行動の参加者は、県内あわせて200人、300人を超えることも珍しくない。私たちがつかんでいない行

動を含めると、もつともつと多くの市民が連日のように、県内の各地で行動を繰り広げていることは間違いない。

2月28日には、広島市安佐南区の高取団地に県内各地から69人が集ま

り約600戸を1軒1軒戸別訪問。

戦争法の危険性を訴え、住民の一人ひとりと対話して246筆の署名を集めた。地域での戸別訪問は、安芸郡府中町や佐伯区などでも行われた。

多くの高校で卒業式があつた3月



1日には広島市西部の5つの高校門前で、18歳選挙権で新しい有権者となる卒業生を対象に「若者が殺し殺される戦争法はやめさせよう」「2000万署名に協力を」と呼びかけるチラシが一斉に配布された。

この1年間の取り組みを見ても、私たちは戦争法反対と廃止に向けてたしかな足跡を残してきた。「ストップ！戦争法 ヒロシマ実行委員会」

は2015年6月4日、「戦争をさせないヒロシマ1000人委員会」「広島県9条の会ネットワーク」「秘密法廃止！広島ネットワーク」の3つの市民団体を主な構成団体として結成された。

その1ヵ月後の7月12日には、広島市中区基町の中央公園に4500人の市民を集めて「ストップ！戦争法」の集会をし、2つのコースに分かれてデモ行進をした。8月30日は、中央の総がかり行動実行委員会の「国会10万人・全国100万人行動」の呼びかけに応え、広島県内35カ所で2721人が、街頭宣伝などを繰り広げた。広島市中心部の本通り電停周辺では、約500人の市民が集まり、スタンディングをして戦争法反

対を訴え、1300枚のチラシを市民に配った。

戦争法反対運動がいよいよヤマ場にさしかかった9月13日、中央公園には今度は7000人が集まり、「NO WAR」「NO ABE」の人文書を完成させた。報道機関と実行委が手配したヘリコプター7機が上空からその様子を撮影し、参加者からは100万円を上回るカンパが寄せられた。

戦争法に反対する動きは、広島市内にとどまらなかつた。県北では、7月末に「ストップ・ザ・安保法制」庄原市民の会が立ち上がり、庄原市民会館ホールで開いた結成総会には900人が集まつた。その後、1ヵ月足らずで廃案署名1万3200筆を集め、首相と参院議長に届けた。

三次市議会でも超党派で安保法案反対の会ができ、広島大学では法案に反対する大学人有志が声明を出し、学生によるデモも行われた。県東部の各市でも、呉市でも、市民による集会やデモが続き、各地で総がかり行動実行委員会の結成がいま相次いでいる。

(なんばけんじ／「ストップ！戦争法ヒロシマ実行委員会」事務局長)

安倍首相の確信犯的暴走によつて、私たちの社会がいま戦争か平和かの岐路に立つてゐることは間違ひない。しかし、経験したことのない「市民革命」の可能性が芽生え、膨らみつつあることもまた事実である。「あのとき、もつと早く立ち上がり、もうひと踏ん張りしていたらこんなことにはならなかつたのに」という悔いを将来生じさせないために力を合わせよう。安倍政権とのたかいは文字通り「負けられないたかい」である。

この3月下旬には、広島市内で高校生や大学生たち若者が街頭に出て高

民主主義を取り戻す——私たちは今どこにいるのか（上）

—生協労連中四国地連春闘組合学校での講演—

石田英敬

「安保法制に反対する学者の会」の石田英敬です。この学者の会は、全国1万4000人の、あらゆる分野の学者の署名に基づいた、140以上の大学の有志の会からなっている会です。戦後の学者の

動きからすれば、かなり大きな動きと言えます。私は、この会の呼びかけ人の一人です。

SEA LDs の学生たち——私たちは「かわいがつて来た」のですが、いまでは、「かわいがる立場」からむしろ「教えられる立場」になってきてています。それで、学生たちが出来ないことは私たちがお手伝いしようということで、今日の学習会の講師（に予定されていた SEA LDs KANSAI のメンバー）に「穴が開きそうだ」というお話をだったので、「子どもの不始末は親がかたを付けねば」——ということで、急遽、今日、ここに来たわけです。

お手元のレジュメを御覧ください。

「民主主義を取り戻す」——というタイトルで作っています。英語でいう Take back democracy です。これも SEA LDs の学生たちがつくった標語なんですが、これをキーワードにしてお話しします。

講演する石田英敬氏



お手元のレジュメを御覧ください。
「民主主義を取り戻す」——というタイトルで
作っています。英語でいう Take back
democracy です。これも SEA LDs の
学生たちがつくった標語なんですが、
これをキーワードにしてお話しします。
実は、昨日、羽田から飛ぶ前に、別の
連合」をつくりました。民主党など、な

いことになつてきてるわけです。今日
は、そういう意味で「危ない」お話をす
ます。英語でいう Take back
democracy です。これが SEA LDs の
学生たちがつくった標語なんですが、
これをキーワードにしてお話しします。

■ 70年安保以降最大の 画期的な政治運動

さて、本論に入ります。昨年夏の安保法制に反対する運動は、戦後の市民運動の盛り上がりとしては最大級、特に 1970 年以降の政治運動の歴史の中では、既に奪われています。これをなんとかしなくちゃならないということから「市民連合」をつくりました。民主党など、な

かなか煮え切らない政党もありますので、北とぴあ」という市民会館のようなところですが、1300人の市民が集まりました。私たちは、「市民連合」（正式名称）『安全保障法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合』という団体をつくっているのですが——学者の会と SEA LDs、ママの会など、反安保法制の諸団体です——、この運動を持続させようということで、特に今年は夏に参議院選挙（もしかしたら衆參同時選挙ということもあるかもしれないのですが）がある緊迫した年ですので、これに向けて「野党は共闘」というスローガンで、なんとか野党の力をあわせて自公に勝たせない、そういう動きをつくりないと本当に危ない

参加された方は大勢いらっしゃると思います。

ここまで大きな動きになるとは、私たちも考えていませんでした。学者の会を始めたのが5月だったのですが今はネットを使いますから、かなりのスピードで署名は集まりました。こうした運動の広がりと、学生、特にSEALDsたちの運動——これも5月に立ち上がったわけですが——、最初は数百人程度しか集まらなかつたわけで、国会前でいろいろやつていたのですが、あつという間に広がりました。メディアでの注目度も上がり、それが非常に大きなセンセーションを巻き起こしました。

■ 70年代以降、若者は何故保守化したか？

まず、このような動きをどう考えるのか？

若い人たち、1970年代の後半以降、どちらかと言えば保守的なのではないかとか、政治的な問題意識をなくしてしまつたのではないかとか、そうしたことが言われてきました。実際、それは相当なものだつたと思います。1970年代後半以降と言うのは、日本では「消費社会」と言われますが、人々がいろんなものを買ひ消費する——消費者としての生活に自分たちの生活のイメージを重ね

合わせる、そういうことが全面化しています。

くわけです。特に日本の場合はそうした傾向がつよかつた。それがどつぶりと人々の生活を囲い込んでいき、そういう生活の中では政治的な意見の違いがはつきりするような話題とかが遠ざけられたり、

生産と労働の現場では「問題を共有すること」が、起こりにくくなってきたわけです。そういう時代でした。

人々の生活が、ものを買つたり消費したり、レジャーを楽しんだりといったことが中心となつたような時代が、日本では約40年間、続いたわけです。

いま、こうした生活様式がピンチになつてきていますが、1980～90年代頃には、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」といつたことが言われ、「日本の資本主義は世界を席巻している」「世界のトップだ」

日本は資本主義をリードする国であつて、やがてはアメリカも追い越すだろう」——、そういうことが盛んにいわれて、人々はそれに陶酔していたわけです。株価も3万円から4万円に届くのではと言われていました。今では考えられないことですが、そうした「バブル期」と言われた時代もありました。

これが投機的な資本主義をどんどん加速させていくて、本当はそんな値段でないものがどんどん高騰し、例えば、土地や家がそうですが、そうして「みんな豊かになつたね」ということで、政治的な

問題は括弧の中に入れてしまつて、消費生活を謳歌することが「本当の幸せなんだ」という考えが、人々の生活を覆つて行きました。

■ 90年代初めのバブル崩壊とカタストロフィー

そして、ご存知のように1990年代のはじめにバブルが弾けるわけです。そうすると、4万円のものが一挙に1万円になつてしまつた。あと3万円はどうなつたのかというと、無くなつてしまつたのですね。大震災と同じで、それは「ゼロにする」わけです。それが投機資本主義なのです。カタストロフィー＝破局で

す。津波のように目に見えるわけではなく、ただ貧乏になつただけです。あつという間に「大災害」が発生して「ゼロ」になつたのです。現在の資本主義と言うのは金

融資本主義ですから、投機的な動きによつてすべて取引が行なわれていて、株の価値、投機的な株の価値によつて維持されているのです。ですから、周期的にバブルが生まれます。1990年代末にはITバブルが弾けます。こうしたカタストロフィーの周期がだんだん狭まってきて

います。70年に一度ではなく数年に一度となり、恐慌を引き起こすようになつてきます。

このように、1990年代までは絶頂期を誇っていた日本の資本主義は、「失われた20年」と言われていますが、それ以後、どんどんダウーンしていく、そのな

■ 化けの皮剥がれるアベノミクス

そうしたことにも懲りず、「国もそろそろればいいじゃないか」ということで、国債をどんどん増発し、名のみの価値を増やして市場にお金を出していけば、銀行が融資を拡大し、株価も上がり行くだろ？」、こうしたところに目を付けて

いる「インフレ・ターゲット」を国・中央銀行の政策として設定し、人工的にバブルを作つていこうというところに手を染めたのが「アベノミクス」なのです。

これは「やつてはいけない禁じ手だ」と長らく考えられていましたが、それをやつたのが安倍首相で、そこから「アベノミクス」と言われましたが、今、株価は下がり始めています。化けの皮が剥がれ始めたのです。

だから今、政府は、我々の老後のため蓄えている年金や郵貯を、投機的な株の購入に使いはじめています。しかし、毎日、数百円ずつ株価が下がる中で、それらは目減りし、数兆円の損失を出すといった事態にもなつっています。

かに今の政治状況、社会状況があります。

そして、今、日本だけではなく世界が

難しい方向に向かいつつあります。世界

的に投機的な資本主義が全面化——グ

ローバル化と言われていますが——して、

いまでは日本の株価が1万6000円を

割り込み、こうした状況は日本の銀行だ

けではコントロール出来ないわけです。

世界的な投機的なマネーに左右されてい

て、それが加速してゆく。それでバブル

が起ころり弾けるといったことを繰り返す

わけです。ですから、こうした状況は、

それぞれの国の政府がコントロールでき

なくなる、ひじょうに危険な状況になつ

ているのです。

■ 安定性失つてしまつた世界

そうすると人々は、将来の生活の見通

しが立たなくなります。そして、雇用も

どんどん非正規化がおこり不安も広がつ

て行きます。世界が安定性を失つてい

わけです。そして、どの経済セクターが

繁栄していくかということを見れば、昔

は、例えば自動車をつくっていた企業は、

ずっと自動車をつくっていて、そこで働く

いる労働者も、一生そこで働き続け

るという、いわば自動車産業で「自己完

結」していたわけです。ところが、今で

は、そうした会社が全く別のものをつく

るといったことも起こつて来ています。

人のリストラも起こり、どんどん形を変

えていきます。そして、資本主義は世界

化していますから、ある国での、例えば

自動車産業の優位性などは、一気に別の

国に移り、別の組み合わせでつくるといつ

たことが起こりますし、生産・労働

もひじょうに不確定な、予想がつかない

時代になつてきています。

世界が動搖し、安定を欠く時代になつ

てきているのですが、歴史の中ではある

程度、前例が有ります。こういうことが

いつ頃起こってきたのか？ もう少し長

いスパンで考えてみると、多分、1世紀

ほど前に、産業も社会もメディア——私

はメディア論が専門なのです——も、

大きく変わつた時代が有りました。

1900年から1930年くらいの間、

つまり20世紀の初頭30年の間に起つた

事柄が、今、私たちの眼前で進行してい

ることを理解する手がかりになります。

1900年過ぎのあたりで、映画とか

レコードだとラジオだと、技術とし

てのテレビだと、電話だとが発達し

ていて、人々の生活基盤になつていく

という時代が有りました。人々が社会を

形成するベースが変化した時代ですね。

文明の発達ではあるのですが、そのこと

で文明の成り立ちが変わつていつたわけ

です。

それから、資本主義の在り方にも変化

が生まれます。その時代は、従来、資本

てきた「立憲主義が危ない」という問題です。憲法というものは為政者、権力を縛るものだということ——この考え方は「近代の常識」です。もとをたどる、つまりヨーロッパの歴史をたどれば、マグナ・カルタ（編注：イングランド国王の権限制限を明記した「大憲章」）1215年に制定）などに行き着くものです。恣意的に権力が行使されるのではなくて、合理的に、約束を取り交わすことで権力を行使できるようにする——要するに権力の行使に「枠をはめる」ということです。

この考え方は、必ずしも「近代」に特有のものではなくて、中世にまで遡るものですが、人類がつくりあげてきた合理的なシステムなのです。これが今回、日本ではあやふやになりました。何故か？ 日本では、長年の習慣から、違憲の疑いのある法案は内閣法制局が事前に反する法律は作らせないというブレークの役割を持つていて、そういう前提で、事実上、独立した力を持つていたのです。これはそれぞれの国で制度的なやり方に違いはあるのですが、日本の戦後のシステムでは、内閣法制局が、内閣の一部局でしかないにもかかわらず、独立したもののとして、法案を憲法に違反していないかどうか、きちんと審査・判断するとい

うことをしてきました。そのことで、憲法とつくられる法律の間に矛盾が生じないようにしてきたわけです。

この中で、「集団的自衛権」というものが問題になつてきました。「集団的自衛権の行使は憲法違反である」というのが、内閣法制局が長年蓄積してきた、国のドグマなのです。中心的考え方なのですね。けれど「それは具合がわるい」といった考え方を持つ人たち——中曾根康弘など、嘗々とタガを外したいと思つてきた人たちもいるわけです。ところが、今まであるもので、それを外せなかつた。けれども、この安倍晋三という人物は、内閣法制局長官は自分の権限で任命できるわけだから、それなら自分に都合のいい人物を長官に任命すればいい——と、全く法律とは関係のない外務官僚出身の男を長官に据えたのです。「集団的自衛権（行使）は合憲である」——、そういう理屈にならない理屈を平氣で言える人物に上げ替えたのです。

こうしてまず内閣法制局が潰されました。そうして「集団的自衛権（行使）は違憲ではない」という立場に、内閣がたつようになりました。内閣が「憲法の外」に立つようになったのです。つまり、内閣という執行機関の権力を縛る立憲主義の原則というものが蔑ろにされたわけですか。私は東大で教えていますが、東大では、

■ 戦前にも起きた 立憲主義の危機

こういう事件は、実は戦前にも起つていました。「天皇機関説」事件という、歴史の教科書にも載っている事件です。美濃部達吉の天皇機関説と言うのは、戦前、最初は「常識」でした。天皇といえども、恣意的に、独裁者のように、自分の意のままに権力を執行できるわけではない、天皇というのは一つの機関なので、憲法に基づいて統治するという原則があるので——という、近代的な国の考え方に基づくのが、美濃部達吉の学説でした。それを外す出来事が起つたのが1935年でした。「天皇機関説は異端である」「天皇親政というのが、本当のこの国姿なのだ」といつたことが言いつたことを言っています。戦前で言えば「国体明徴運動」をやろうとしているわけです。國旗・國歌は表現の自由以前の問題だ」といつたことを言っています。そういう人たちが権力の中心にいて、こういうような今の動きと、自民党や日本会議がやろうとしている方向、それと戦前におこつて「天皇機関説問題から国体明徴運動へ」という動きは、本当に相似形を描いています。

■ 「1億総活躍社会」とは 【国家総動員体制】

いま、この国では、「君が代」とか「日の丸」とかが徹底されていっています。ひょうに重要な年なのですが、仮に自民民

入学式や卒業式で、「日の丸」や「君が代」はやらないのです。入学式は「日本武道館」でやっているので、「日の丸はあるじゃん」と言われもしますが、「あれは武道館がやっていることで、東大は関係ありません」というのが、東大の立場です。卒業式は東大・安田講堂でおこなうのですが、「日の丸」「君が代」は一切有りません。「そんなものはやらない」「そんなものをやるのは大学じゃない」という考

党が圧勝するような事になれば——そんなこと、考えたくもないのですが——、イヤなシナリオとしては、まず、「おおさか維新」のような政党が自民とくつきますよね。また民主党の右派みたいなものもくつきますよね。そうなると、リベラル・左翼というよりもな人たちがひじょうにマイナーな存在になつていります。それに「維新」や「公明」がひついていきますから、文字通り、「翼賛体制」になつてきます。安倍は3分の2以上の議席を取りたいと言つてはいるわけです。が、衆参両院でそれが実現されると、事実上、一つの党しかないように「翼賛体制」、改憲をめざす事実上の大きなフロー・メーションが出来てしまします。これは戦前の「大政翼賛会」と、全く同じです。そして、1940年には「国家総動員体制」が立ち上げられます。1931年から1940年までに起きていたことと、今、眼前で起きていることは、正に相似形をなしています。安倍の言う「一億総活躍」は戦前の「國家総動員」と同義です。「どんな悪条件下でも文句言わぬ働け」というわけです。

そして、「緊急事態条項」というものを憲法改正して入れようとしていますが、ナチスがやつたことで、麻生（副総理）も「ナチスの手法に習おう」と冗談みた

■安倍晋三による「クーデター」

いに言つていましたがあれは失言ではなくて、「憲法を停止する」という条項を

く今の黒田東彦という総裁にすげ替えたのです。

それから、放送の問題です。放送も権力から独立していないと信用を失うのですが、NHK会長の人事に介入して、トンデモナイ人物を会長に据えました。

ら、空爆だけでは收拾できないほど情勢は泥沼化していますから、アメリカの論理からすれば「地上軍を派遣しよう」となつていきます。そうすると、「日本はどうして送らないんだ!」という話になり、早晚、「自衛隊を送れ」という圧力がかかり、拒否できない——、そういう事態になってしまいます。

反戦情報 2016. 3. 15 No.378 10

ペラル・左翼というよりもな人たちがひじょうにマイナーな存在になつていります。それに「維新」や「公明」がひとついていきますから、文字通り、「翼賛体制」になつていきます。安倍は3分の2以上の議席を取りたいと言つてゐるわけですが、衆参両院でそれが実現されると、事実上、一つの党しかないような「翼賛体

制」、改憲をめざす事実上の大きなファーメーションが出来てしまします。これは戦前の「大政翼賛会」と、全く同じです。そして、1940年には「国家総動員体制」が立ち上げられます。1931年から1940年までに起きていたことと、今、眼前で起きていることは、正に相似形をなしています。安倍の言う「一億総活躍」は戦前の「国家総動員」と同義です。「どんな悪条件下でも文句言わず働く」というわけです。

そして、「緊急事態条項」というものを憲法改正して入れようとしていますが、そうするとどうなるか？憲法を停止することができるようになります。これはナチスがやったことで、麻生（副総理）も「ナチスの手法に習おう」と冗談みた

ら、空爆だけでは收拾できないほど情勢は泥沼化していますから、アメリカの論

理からすれば「地上軍を派遣しよう」となつてきます。そうすると、「日本はどうして送らないんだ!」という話になります。しかし、早晩、「自衛隊を送れ」という圧力がかかり、拒否できない——、そういう事態になってしまいます。

戦後70年 この国は「戦争しない国」としてやってきたわけですが、安保法制によつて「戦争できる国」

になつてしまひました。

政治をすすめられていますから、「アベ政治を許さない」というスローガンどおり、この政局をストップさせよ、と、ムラ

この政治を下に、一させないと、和たぢの国が成り立たないというところまできているのです。ここは全力をあげて鬪わ

ねばいけない——、そういう時代に来て
しまつたわけです。　　〈つづく〉

（いしだ ひでたか／安保法制に反対する学者の会、東京大学教授）

※この講演録は、1月23日、徳島市で行なわれた生協労連中四国地連春闘組合学友の間での講演録を記す。

校での同氏の講演を書き起したもので、演者、主催者の了解、点検を経て掲載するものです（編集部）。

校での同氏の講演を書き起したもので、演者、主催者の了解、点検を経て掲載するものです（編集部）。

スラム国)と戦争をしている地域ですか

市民のための「国家緊急事態条項改憲論」講座（その2）

永山茂樹

（前号からつづく）

三、国家緊急事態条項改憲論の「比較」憲法？—「外国の憲法に国家緊急事態条項はある」論との関係で

わたしは前号で「憲法に国家緊急事態条項がないから震災に対応できなかつた」ことを理由とした国家緊急事態条項改憲論について、問題点を明らかにした。ひ

一九九〇年から二〇一一年まで二年の間に、世界では九八の新しい、まったく新しい憲法ですよ、作られております。そして、その中で、いわゆる国家非常事態対処規定を保有していない国は皆無であります」と述べている（参議院憲法審査会二二年五月一六日）。

（1）外国の憲法の読み方

政治学者のZ・エルキンズによると、現行憲法の九割が国家緊急事態条項をもち、またその数字は増加傾向にある。そのことについてOEC Dに加盟する三四カ国で確認しよう（表1、次頁）。



永山茂樹氏

D諸国全体の約三分の二の憲法にお

いま国家緊急事態条項は、OEC

ダブルスタンダード（つまり食い）の面がある。

かかれていることがわかる（表1-A）。相当する条項が憲法以外の法律におかれたすなわち「諸外国の憲法には国家緊急事態条項がある」という「比較」憲法論を検討しようとおもう。

一例をあげるなら、改憲派の西修は「……なわち八割以上が国家緊急事態条項をもつ。「すべての国にはある」というのは「不當表示」だ。ただ「多くの憲法に国家緊急事態条項はある」論にもそれなりに根拠があるとはいえる。

しかし「多くの国の憲法がもつ」といふところから改憲を論じることには疑問がある。象徴天皇制はどうだろう。自民党改憲案は天皇を象徴から元首に格上げしつつ、天皇制を残している（「改正草案」一条）。一方で、多くの国にあるという理由で日本も同じように改憲しなければならない（国家緊急事態条項改憲論といつておいて、他方で、他国に例のない制度

（象徴天皇制）を維持しようとしている。国家緊急事態条項改憲論には、そういう

比較的多い」という事実から、「わたしたちもそういう憲法をもたなければならない」という規範へ、自動的にすすむことはない。類似の条項が他国にあるかとか、ある国とない国の人どちらが多いかといった

「比較」は、憲法改正論の参考になるかもしれないが、決め手というにはほど遠い。大切なのは、そういう規定をもつと日本はどうかわるのか。そこにおもいをいたらせてことだろう。もし国家緊急事態条項改憲を論ずるのなら、当然、人権や民主主義や平和がどう影響をうけるかを予想し、全体としてのプラス／マイナスを評価する必要がある。

国家緊急事態条項を日本国憲法に取り込むことについての收支予測は、後に取りあげる予定だ。

（2）国家緊急事態条項の使われ方

—OEC D非加盟国の場合

ある調査によると、一九八五年から二〇一四年までに、一三七カ国で少なくとも

表1 OECD諸国における国家緊急事態条項の置き方

A 憲法上の国家緊急事態条項をもつもの (23カ国)	B 憲法上の国家緊急事態権をもたないもの (11カ国)
① 一般的な国家緊急事態条項をもつもの (19カ国) ② 軍事的問題に限定した国家緊急事態条項をもつもの (4カ国)	① 憲法以外の法律に国家緊急事態条項に対応する規定をおくもの (6カ国) ② 国家緊急事態条項をもたないもの (5カ国)
ドイツ、フランス、オランダ、フィンランド、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、ハンガリー、ポーランド、エストニア、スロヴァキア、スロベニア、ベルギー、メキシコ、トルコ、韓国、チリ	イタリア、スウェーデン、チェコ、アイルランド イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、イスラエル
	ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、イスランド、日本

も一回、国家緊急事態が宣言されている(C・ビヨルンスコフほか^①)。しかしながら、「国家緊急事態条項がいくつの憲法にあるか」を数える(そのことわりについては三(1)で批判した)のではなく、「国家緊急事態条項はどういう意図で使われるか」に注目するほうがはるかに生産的だとがんがえる。

D・リチャーズらが、米国務省資料を手がかりにして、一九九六年から二〇〇四年までの国家緊急事態の宣言例(国/年)を抽出したリストをつくっている。それを利用しながらOECD非加盟国を抽出し、宣言の背景などをおぎなつたのが表2(14~15頁)である^②。

東西冷戦のあいだ、第三世界の国々は米ソ両大国の従属下におかれたが、いわばその対価として、各区政府は権威主義的な統治体制を維持することができた。しかし九六〇四年、すなわち冷戦構造が崩壊するミレニアム転換期に、大国の重石と後ろ楯は急速に失われていった。さらに新自由主義の席捲は、そこにおなじみの「グローバル化」をくわえることのできる一国境をまたぐ政治空間であつたらしい民族的・宗教的運動をめざめさせた。そこでこうした諸国は、旧来からの対抗勢力、さらには新顔のそれとのあいだの闘争に自力で対処しなければならなくなつた。こういった国際社会の変動

を背景にして、国家緊急事態宣言のインフレ状況がうまれたとかんがえられる。そして、

① 批判的な地域・宗教・階層を抑圧(ボリビア、ガーナ、インドネシア「〇一二など)

② クーデターによる権力奪取や権力維持の正当化(ビルマ、エクアドル、エジプト、パキスタンなど)

③ 内戦(インドネシア「〇三」、リベリア、ネパール、ペルー、スリランカなど)

④ 戦争(セルビアなど)

といった目的でつかわれていることも確認できるだろう。

わたしたちは、国家緊急事態条項を「憲法秩序を回復させるために憲法を一時的に停止する」ために使われている、と理解している。そこでダブルバインド(どちらを立てればこちらが立たず)が生じ、人権思想家や憲法研究者を悩ませてきた。しかし歴史的経験の問題としていえば、あまり判断に困らない。右のように、非OECD加盟国において、国家緊急事態条項は「憲法秩序を破壊するために憲法を持続的に破壊する」ときに多用されたきたからだ。

ではOECD加盟国ではどうか。日本にとってもっとも参考になるのがアメリカ合衆国とドイツの二カ国であるとかんがえるので、それについて順にみよう。

(3) 一九七〇年代以後のアメリカ

—国家緊急事態法と国際緊急事態経済権限法

合州国憲法二条は、執行権を大統領に

帰属させ、また大統領を軍の総指揮官とする。憲法に国家緊急事態を明記した条項はない。だが国家緊急事態の宣言も、大統領権限に内在するとかんがえられて

いる。この憲法の表面上の沈黙は法律が補つてある。ここでは一九七〇年代に制定された二つの法律、国家緊急事態法と国際緊急事態経済権限法をとりあげることにする。

①まず国家緊急事態法(七六年)である。

同法は歴代大統領が発し、現在も有効な緊急事態宣言を二年で終了させることで、それまでに発せられていた諸宣言の整理をはかった。また宣言にたいして連邦議会の一定の統制をはたらかせようとするものでもあつた。

またこの法律成立後には、特別の法律によつて大統領に緊急事態を宣言する権限が認められるようになる。すなわち、

二〇一条(a)は「国家緊急事態の問、特別の権力行使を認める法律の範囲で、大統領は国家緊急事態を宣言することができる。この宣言はただちに連邦議会に送付され、連邦官報に掲載されなければならぬ」と、二〇一条は「この法律に

したがつて大統領によつて宣言されたいかなる国家緊急事態も、(1)連邦議会両院の共同決議で終了を決議したとき、あるいは(2)大統領が緊急事態の終了を

宣言したときに、終了する」と規定した。

(2)もう一つは国際緊急事態経済権限法(七年)である。これも「合州国の安全、外交、経済にとつて異例かつ重大な脅威に対処するため」大統領が緊急事態を宣

言したばあいに、その脅威に対処するため、資産の凍結・没収、為替取引や輸出入の禁止などを命じる権限を大統領に与えた。また、大統領に議会との事前協議を義務づけるほか、国家緊急事態法が

こととは、べつの問題だ。じつさいのところ、歴代大統領はこれらの法律を根拠に、緊急事態を次々と拡張的に宣言している。イラン革命とテヘランのアメリカ大使館占拠に関しては、カーターが「イランの状況が、合州国の安全、外交、経済にとつて異例かつ重大な脅威であること」にかんがみて、脅威に対処するために緊

定めた議会の関与規定も適用されるなど、ここでも大統領権限を統制する面がある。しかしこういう規定が法律に設けられることと、大統領の宣言が整理されたり、議会の統制が十分にはたらいたかといふこととは、べつの問題だ。

北朝鮮のミサイル・核開発に関して、ブッシュ(ジュニア)が「朝鮮半島における現状と、核物質を使った兵器が拡散するリスクは、合州国の安全と外交にとって異例かつ重大な脅威を構成することにかんがみ」、緊急事態を宣言した(二〇〇八年)。この宣言と経済制裁は、オバマの命令(二〇〇年・一三五五一号、二一年・一三五七〇号、一五年・一三六七八号)によつて強化されている。

同時多発テロ発生をうけて二〇〇一年九月十四日には、ブッシュ(ジュニア)が国家緊急事態を宣言し(七四六三号)、また執行命令(一三三三三号)を発した。対テロ「戦争」における緊急事態宣言と制裁は、次にあげる愛国者法へとつながつていくのだが、そのまえにもう一例、近いところをあげておこう。オバマは、コンゴ民主共和国での暴力(一四年・一五六七一号)、ヴェネズエラでの人権侵害(一五年・一三六九二号)に関連して緊急事態を宣言している。しかしなぜコンゴ、あるいはなぜヴェネズエラなのだろうか。



安保法制反対のコールおこなうSEA LDsのメンバー(昨年7月、国会前)

急事態を宣言し、財産の凍結を命じた(七九年・執行命令一二二七〇号)。この宣言は九〇年にブッシュ(ジュニア)が、また九七年にはクリントンが、それぞれ延長している。

北朝鮮のミサイル・核開発に関して、ブッシュ(ジュニア)が「朝鮮半島における現状と、核物質を使った兵器が拡散するリスクは、合州国の安全と外交にとって異例かつ重大な脅威を構成することにかんがみ」、緊急事態を宣言した(二〇〇八年)。この宣言と経済制裁は、オバマの命令(二〇〇年・一三五五一号、二一年・一三五七〇号、一五年・一三六七八号)によつて強化されている。

同時多発テロ発生をうけて二〇〇一年九月十四日には、ブッシュ(ジュニア)が国家緊急事態を宣言し(七四六三号)、また執行命令(一三三三三号)を発した。対テロ「戦争」における緊急事態宣言と制裁は、次にあげる愛国者法へとつながつていくのだが、そのまえにもう一例、近いところをあげておこう。オバマは、コンゴ民主共和国での暴力(一四年・一五六七一号)、ヴェネズエラでの人権侵害(一五年・一三六九二号)に関連して緊急事態を宣言している。しかしなぜコンゴ、あるいはなぜヴェネズエラなのだろうか。

ナショナル・ロイヤーズ・ギルド(NLG・合州国の法律家団体)は、命令一三六九二号の速やかな撤回を求めている。

表2 国家緊急事態条項の使われ方（O E C D非加盟国／1996～2004）

A 国	B 宣言年	C 宣言の背景など
アルバニア	97	経済破綻を契機とした反政府暴動（宝くじ暴動）に宣言
アルジェリア	96-03	政府軍とイスラム主義・反政府組織の武力紛争をうけ、92年宣言
ボリビア	00	上下水道売却を受けた外資の料金値上げを契機にデモ。政府は宣言し軍隊投入。民営化は撤回
ブルネイ	96-04	62年、左翼民族主義政党の武装蜂起（アザハリの反乱）に際して宣言。以後2年毎更新
ビルマ	96-04	62年クーデターで軍部が政権掌握。以後15年まで軍事政権が続く
コロンビア	96-97、 02-03	コロンビア革命軍FARCのテロにたいして宣言
エクアドル	01-02	銀行危機をうけ00年1月宣言。経済混乱にともない軍事クーデター。同年9月大統領失脚
エジプト	96-04	81年サダト暗殺後、ムバラクが非常事態法制定。同法に基づく戒厳は12年5月に解除
フィジー	00-01	00年5月インド系支配層に不満をもつフィジー人が国会占拠・政府追放。軍が全権掌握後、文民政権へ
ガーナ	02-04	反政府運動を規制する目的で02年8月、一部地域に宣言
インドネシア	01-04	01年7月不正を追及されたワヒド大統領が宣言。軍・警察の支持なく、メガワティ副大統領が大統領に昇格 03年5月、独立派アチエ自由運動GAMとの和平協議が失敗。ナングル・アチエ・ダルサラーム州に宣言発令。
イラク	04	04年11月暫定政府が北部クルド人居住区を除くイラク全土に非常事態を宣言
ジャマイカ	04	04年9月大型ハリケーン襲来に対して夜間外出禁止などの宣言
リベリア	04	89年から14年間の内戦。04年に暫定移行政府発足、反政府勢力の武装解除完了。
マダガスカル	02	政府と反政府市民との間で緊張。02年2月宣言。
モルドヴァ	96-01	91年12月ドニエストルで分離独立を求めるロシア系住民と警察が衝突。92年3月に宣言
モルディブ	04	04年8月長期政権ガユーム大統領と野党の対立が続き、政治犯釈放を求めるデモ。宣言
ナミビア	99	東部カプリビで分離独立運動が活発化。政府は99年8月に州内に宣言
ネパール	00-01	毛沢東派との内戦にともない、政府は01年11月に宣言
ニジェール	96	96年1月、軍のクーデターでマイナサラ陸軍参謀長を議長とする救国委員会が軍事政権樹立。99年4月暗殺

ナイジェリア	98-99、	98年6月アバチャ元首死去に伴いアブバカール軍事政権成立
	04	プラト一州の宗教的対立に政府は04年5月宣言
パキスタン	02	99年10月無血クーデターで反軍的なシャリーフ政府を倒し、陸軍のムシャラフが大統領に就任し宣言
ペルー	96-00、 03	93年フジモリ大統領が宣言と戒厳令発令。センデロ・ルミノソとの内戦
セルビア	99、 03	99年3月NATOによるユーゴ空爆開始。同月に宣言 03年親欧米派のジンジッチ首相暗殺にともない宣言
シェラレオネ	01-02	91年内乱勃発。さらに隣国ギニア、リベリアの介入が続くが、民政復帰で宣言解除
スリランカ	96-01	LTTEとの内戦。98年1月、政府はLTTEを非合法化 (03年11月 5日短期の非常事態を宣言したが、同7日撤回)
スーダン	99-04	99年12月政権内部の対立をうけて大統領が宣言
シリア	96-04	63年に発令されて以来続く緊急事態
ウガンダ	01	北東部カラモジャからの侵略にたいして政府が宣言
ヴェネズエラ	99	チャベス大統領は議会掌握後の99年に宣言。腐敗した判事を追放するなど改革推進
ザンビア	97-98	97年11月軍のクーデター（未遂）。大統領が宣言

A B は D.Richards et K.Chad Clay, "An Umbrella With Holes: Respect for Non-Derogable Human Rights During Declared States of Emergency, 1996-2004". C は永山による

宣言は、国内法と国際法を侵害し、地域「米州」で合州国をいつそう孤立させるだけだ」と批判している。

②いつたん大統領が宣言をすると、（大統領が交代したりその所属政党がかわつたりしても）延長を繰り返し、長期間繼續する傾向があること、そして

③第二次大戦後の国際法（国連憲章二条「主権平等原則」、国連「友好関係原則宣言」など）が禁じた、威圧的・干渉的な外交手段の一つとして用いられる危険性のあること、

次にみるのは九・一以後の対応である。二〇〇一年一〇月制定のP A T R I O T 法（通称「愛国者法」⁽³⁾）は、人権を犠牲にしながら、テロ対策のための検査権限を拡大した。

①憲法修正四条（検索押収の令状主義）をうけて、検索押収にあたっては令状執行を所有者に通知することになっている。これは被疑者の刑事手続上の権利保障であり、またプライバシー権保護の意味もある。しかし愛国者法では「令状の発行を告知することが捜査に悪影響を及ぼすかもしれない」と信ずることにつき相当な理由があるばあい、検索令状を通知せず

に家宅捜索ができることになった。

アメリカ市民自由連盟（A C L U）はこう警告した。「愛国者法の確定した文言は、法の執行官にたいして、捜索時に通知を逓らせることが可能にする。これは所有者が不在のときに、捜索令状をもつた政府が家、アパート、あるいは職場に入り、所有物を探し、写真を撮影し、ばいによっては物理的な所有物や電気通信情報を押収し、そのことをあとまで所有者に知らせないでおくことができるということを意味する。この条項は、合衆国で行われている令状に基づく捜索といふ方法に著しい変化をもたらすだろう」

○五年に司法省が認めたところでは、警察当局は二三カ月間に一〇八回、所有者への告知なしに家屋や事務所に密かに侵入・捜索を行つたという。A C L Uの警告は決して根拠のないものではなかつたのだ。

②盗聴対象は、インターネットなどの通信手段にもひろがつた。特定の端末機に限らず、被疑者の利用するかもしれないあらゆる端末機を傍受することも可能になつた（移動式盗聴）。海外の情報もひろく収集し、法執行機関が得た情報は諜報機関に開示できることになった。さらに国家がプロバイダーにたいして提出を求めることのできるユーザー情報の範囲も拡大した。

（現在はイラク政府に移管）、それに東欧各地の「歐州秘密収容所」に「テロリスト」を収容し虐待する根拠がととのつた④。このことは修正五条（法の適正な手続を経ずて処罰されない権利）、修正六条（迅速な公開裁判を受ける権利）、国際人権法（国際人権規約B規約九一〇、一四

条など）にあきらかに違反する。

愛国者法が米国社会にもたらした変容をまとめておこう。それは端的にいつてその結果はどうなつたか。電子プライバシー情報センター（E P I C）レポートによると、外国情報監視法（これは愛国者法によつて強化された）に基づく盗聴は、○一年に九三件だつた。だが翌年から急増し、○二年に二三八件、ピーカを迎えた○七年には二三七〇件となつた。その後やや落ち着いたが、一三年でも一五八八件と高止まり情況にある。

③愛国者法はまた、司法長官が「信頼で起る合理的な根拠に基づき」外国人を、テロリストであるか、合衆国の安全を危機にさらす活動に従事する者であると認定したばあいに、拘束する権限をみとめた。さらに○一年一一月一三日の大統領軍事指令は、アルカイダに所属したり、テロ攻撃に関与したとおもわれる非合衆国市民を、国内外で「人道的な待遇の下に」拘留すること、国防省に設置される軍事委員会で裁くことなどを定めた。

事態宣言があつた。連邦議会はこれをほとんど統制できていない。国家緊急事態法は、連邦議会各院に宣言から六ヶ月以内に承認または不承認の議決を行うよう求めているが、「そのようなことはあつたためしがない」と同紙は伝えている。

（5）ワイマール共和国の国家緊急事態——ワイマール憲法四八条と議会政治の空洞化

次にみるのはドイツの例だ。

第一次世界大戦後に制定されたワイメル共和国憲法（一九一九年）は、社会経済的弱者に生存を保障する規定（義務教育の無償、労働者の團結権、社会保険制度、労働の権利、労働者の経営参加権

「人権侵害の恒常化」である。憲法からみた例外状態の恒常化現象は、（3）の一九七〇年代においてもみられた。しかし、かつては主として外交や経済における例外状態の恒常化だったのが、愛国者法の制定以後、目撃されるのは、民主主義と人権を保障する憲法の諸条項が存在するにもかかわらず、それを恒常的に否定する政治である。

次の図1は、U S Aトウデーが国家緊急事態法制定以後の緊急事態宣言の情況をまとめたものである（同紙サイト一四年一〇月二二日）。それによれば、自然災害を除いて、七六年の国家緊急事態法制定以後、少なくとも五三回の国家緊急事態宣言があつた。連邦議会はこれをほとんど統制できていない。国家緊急事態法は、連邦議会各院に宣言から六ヶ月以内に承認または不承認の議決を行うよう求めているが、「そのようなことはあつたためしがない」と同紙は伝えている。

米国自由法について、国家の情報収集にたいする司法的統制を強化した点を評価する論もある。だが国家が直接に通信内容を収集する仕組から、通信会社がそれを国家に提供する仕組に変更ただけにすぎないというさめた見方もある。グアンタナモの収容所について。オバマは閉鎖を約束したが、まだ履行されていない。一六年二月二三日、オバマは閉鎖計画を発表し、任期中の閉鎖を目指す考えを示した。

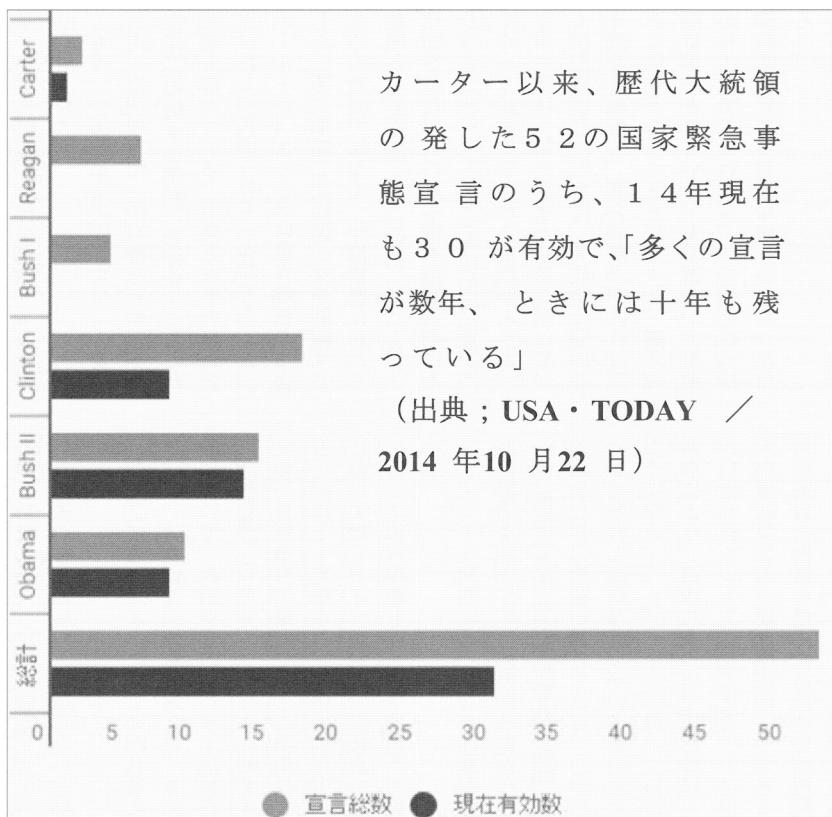
米国自由法について、国家の情報収集にたいする司法的統制を強化した点を評価する論もある。だが国家が直接に通信内容を収集する仕組から、通信会社がそれを国家に提供する仕組に変更ただけにすぎないというさめた見方もある。グアンタナモの収容所について。オバマは閉鎖を約束したが、まだ履行されていない。一六年二月二三日、オバマは閉鎖計画を発表し、任期中の閉鎖を目指す考えを示した。

など)をもつ、当時としてはもつとも進歩的な憲法の一つだった。しかし世界を二度目の大戦へ引きずり込む要素もあった。

一つは、憲法を支える社会的基盤の脆弱さである。講和条約が課す多額の賠償金とその支払いから生じたインフレ、そして世界恐慌の波及は、ドイツ社会に壊

滅的な打撃をあたえた。それは資本家層と中間層を権威主義的な潮流に合流させ（自由からの逃走）、労働運動や社会的少數派、ユダヤ人弾圧の呼び水になる。どれほどすぐれた憲法でも、担い手がなければ力を發揮することは難しいのだ。それでもう一つが、ナチスの権力篡奪

図1



カーター以来、歴代大統領の発した52の国家緊急事態宣言のうち、14年現在も30が有効で、「多くの宣言が数年、ときには十年も残っている」

(出典：USA・TODAY /

2014年10月22日)

を準備した憲法四八条の国家緊急権条項だ。

四項 危険が切迫している場合には、ラント政府は、その領域について、第二項に定められているような態様の暫定的措

置をとることができる。それらの措置は、ライヒ大統領またはライヒ議会の要求があれば、失効するものとする。

五項 詳細は、ライヒ法律でこれを定める。(高田敏ほか『ドイツ憲法集』)

二項 ドイツ国内において、公共の安全および秩序に著しい障害が生じ、またはその虞れがあるときは、ライヒ大統領は、公共の安全および秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる。この目的のために、ライヒ大統領は、一時的に第一一四条〔人身の自由〕、第一一五条〔住居の不可侵〕、第一一七条〔信書・郵便・電信電話の秘密〕、第一一八条〔意見表明等の自由〕、第一二三条〔集会の権利〕、第一一二四条〔結社の権利〕、および第一五三条〔所有権の保障〕に定められている基本権の全部または一部を停止することができる。

三項 ライヒ大統領は、本条第一項または第二項に従つてとつた措置について、これを遅滞なくライヒ議会に報告しなければならない。これらの措置は、ライヒ議会の要求があれば、失効するものとする。

注目すべき点を、各項目ごとに指摘しよう。

①第一項は、ライヒ(国)とラント(州)の関係について、前者の優位を確保する大統領の武力行使権を定めた。これによりラント自治が制約される可能性がある。「ライヒ憲法またはライヒ法律によって課せられた義務」とあるから、憲法の保障するラント自治の範囲内でのラントの権力行使に、ライヒは介入できないはずだ。しかしじつさいは社会民主党が政権となるラントに、ライヒが軍事力をもつて介入し、社会民主党を排除することもあった(三年七月のブロイセン政府にたいする「バーベン・クーデター」)。

②第二項は、「ドイツ国内において、公共の安全および秩序に著しい障害が生じ、またはその虞れがあるとき」に、大統領が必要な措置を講ずることを認める。措置とは個別的なルールなので、一般性のある法律とは異なる。つまり、大統領が立法権を行使することまでは書かれて

いない。しかしそれは守られず、二項に基づいて大統領が法律を制定することが少なくなかった。

もう一つ第二項との関係では、人身の自由・表現の自由・所有権などの基本権（憲法が保障する権利）を停止することが可能となつていて、対象となるのは列記された七つに限られる（と読める）。だがカール・シュミット^⑥は違う解釈を主張した。第二項第二文は第一文を制限するためのものではなく、非常事態における措置と、基本権停止とは別のことであり、列記された以外の基本権も措置対象にならう（シュミット『大統領の独裁』）。

そういう読み方をされる危険があつた。③第三項は、第一項または第二項に基づく措置を講じたときに、大統領は遅滞なく議会に報告し、議会の要求があれば阻止は無効となることを規定する。議会統制は保障されている。もし議会が大統領から自立できていれば、この規定は大統領独裁に対する有効な歯止めになつただろう。

④第四項は、第二項の権限をラント政府も同様に行使することを規定する。⑤第五項は、詳細をライヒ法律で定めるとした。この法律はじつさいは制定されなかつた。法律ができていないから、大統領は一～三項の権限行使できず、すでに行使された結果は無効だと説むことも可能だろう。だがシュミットは、四八

条は「とりあえず」大統領に広範な権限をみとめたもので、法律未制定下でとられた措置が憲法違反だとはならないと解釈した。

前記②で述べたように、この四八条に基づき、大統領は法律を制定した。その数について、政治学者のロンターは著書『立憲独裁』のなかで「立憲主義的ドイツの二三年余りの期間で、この条項は二五〇回以上も発動され、最後の何年間かにおいては、ドイツ政府は立憲独裁の力によつてのみ機能し得たのである」と述べる。

ワイメール初期には、しばしば極右極左の暴力を鎮圧する目的で四八条がつかわれ、集会の自由制限や出版物の検閲、略式起訴などの措置が講じられた。しかしやがてそれとは異なるつかい方が目立つようになる。「一九二三年一〇月一二日の命令により、第四八条の下で新たな試みが行なわれた。この大統領命令は、ドイツの経済的災害の主要な原因の一つである外国通貨の投機を禁止するための諸規制を設定したものであり、独裁条項はその根拠として言及された。初めて大統領の緊急権力が市民の反乱に対する過酷な執行措置の基礎としてではなく、執行的解決というよりもむしろ立法的解決を要請される経済問題に対処する命令の基礎として使用された。（ロシター『立憲独裁』）。

議会制定の法律で處理できること（たとえば増減税）を、大統領が命令で処理することがあたりまえになれば、あるいは議会が政府を統制せず大統領独裁を傍観するなら、議会にたいする国民の期待と信頼は失われ、そのことによつて議会の無力化はさらにすむんだろう。議会はそういう袋小路におちいりつつあつた。

（6）ナチス政権下の国家緊急事態――全権委任法に基づく独裁政治

萎縮したワイメール議会にとどめをさすのが、授権法だった。授権法とは、議会が行政府に一般的な権限を委譲する法律をいう。議会が授権法によつて立法権を放棄し、行政に国家権力を集中させる

こと、近代憲法に不可欠の権力分立が失われるに至る。

一九二三年一〇月一三日の授権法（第一条「ライヒ政府は、財政的・經濟的及び社会的領域において、必要、かつ、緊急とみとめる諸措置を行うことを授権される」）、同年一二月八日の授権法（第一条「ライヒの法律は、ライヒ憲法に定める手続によるのほか、ライヒ政府によつてもこれを議決することができる。ライヒ憲法第八五条第二項「予算」および第八七条「国債」に掲げられた法律についてもまた同じ。」）

二条「政府制定法律の憲法に対する優位」

ライヒ政府が議決したライヒ法律は、「ライヒ議会およびライヒ参議院の制度それ自体を対象としない限り、ライヒ憲法に違反することができる。ライヒ大統領の権利は、これにより影響を受けない。」

ただし二三年の授権法は、〈授権の範囲を広くとりつとも、憲法に抵触すること

とえは増減税〉を、大統領が命令で処理することがあたりまえになれば、あるいは議会が政府を統制せず大統領独裁を傍観するなら、議会にたいする国民の期待と信頼は失われ、そのことによつて議会の無力化はさらにすむんだろう。議会は

と憲法に抵触することを許すこと

を許さない）（一二月八日）あるいは（憲法に抵触することを許すも、授権の範囲を限定する）（一二月一三日）点で、憲法

と（広渡清吾「第三帝国の法構造」試論）。もし〈授権の範囲を広げる〉こと

に深刻にするだろう。まさにそれが一九三三年の授権法（全権委任法）だった。

ライヒ議会は、次の法律を議決した。この法律は、憲法改正立法の要件を充たしたことを確認された後、ライヒ参議院の同意を得て、ここに公布する。

一条「ライヒ政府の法律制定権」

ライヒの法律は、ライヒ憲法に定める手続によるのほか、ライヒ政府によつてもこれを議決することができる。ライヒ憲法第八五条第二項「予算」および第八七条「国債」に掲げられた法律についてもまた同じ。

二条「政府制定法律の憲法に対する優位」

ライヒ政府が議決したライヒ法律は、「ライヒ議会およびライヒ参議院の制度それ自体を対象としない限り、ライヒ憲法に違反することができる。ライヒ大統領の権利は、これにより影響を受けない。」

三条「政府制定法律の公布・施行等」

ライヒ政府が議決したライヒの法律は、ライヒ総理大臣が認証し、ドイツ国官報をもつて公布する。他の別段の定めのない限り、このライヒ法律は、公布の翌日より施行される。ライヒ憲法第六八条か

(2)第一条は、議会のほか、政府も法律を制定することを規定する。憲法第四八条が大統領に立法権を譲り渡さなかつたのと比べて、大統領への権力委譲がきわだつている。

の統制権の保障が欠けていた。この点では、たとえば二三年一二月の授権法一条は、ライヒ議会および参議院に遅滞なく通知されねばならない。諸命令は、ライヒ議会またはラ

ように、発動の要件をできるだけ緩やかに規定しようとしている。また対象は法律で拡張が可能である)。

四条（条約の締結）
ら第七七条までの規定は、ライヒ政府の
議決する法律にはこれを適用しない。

ライヒが外国との間に締結する条約であつてライヒ立法の対象に関するものは、立法参与機関の同意を要しない。右の条約を実施するため必要な法規は、ライヒ政府がこれを制定する。

本法は、一九三七年四月一日をもつて
その効力を失う。また本法は、現ライヒ
政府から他の政府への交替があつた場合
にも、効力を失うものとする。(高田敏ほ
か)

とくに注目すべきなのは、以下の点である。

①本法のタイトルには、授権の目的を「民族および国家の危難を除去するため」とある。だが立法権の授権範囲は特定領域に限定されず、ひろく一般的だつた。ライヒ政府が「危難だ」とさえいえば(その判断権はもちろん政府だけがもつ)、政府は授権された権限を行使することができる。

の統制権の保障が欠けていた。この点では、たとえば二三年一二月の授権法一条は、ライヒ議会および参議院に遅滞なく通知されねばならない。諸命令は、ライヒ議会またはラ

ように、発動の要件をできるだけ緩やかに規定しようとしている。また対象は法律で拡張が可能である)。

可能であり、憲法よりも政府の決定が優先することになる。つまり政府は、憲法に拘束されず、どのような内容の法律でもつくることができる。

参議院は廃止されてしまった。

の署名を除き、法律の認証権を大統領から政府に移した。そして早晚、ヒトラーは大統領の権限を根こそぎ奪うだろう。

⑥第四条は、ライヒ議会・参議院などの閣与を排除して、政府が自らに条約を締結することを可能にした。

つまりこれまでの授権法と比して、三年の授権法（全権委任法）は、取返しのつかない包括的な授権だつたのだ。この法律制定前後の政治的背景を年表（表3、次頁）にまとめておきたい。

ホロコーストや第二次世界大戦につながる授権法の意味が明瞭になるだろう。

条。改正草案九九三条はいくつかの個人権について「最大限に尊重されなければならぬ」と規定するが、「保障する」に比べて明らかに程度は落とされている)。④政府がつくる法律は、地方の自治を侵さないことができる(「授権法」二条は、ラント制度を対象とする法律は、憲法の制約を受けないことを規定する)。改正草案九九一条は、内閣総理大臣の地方公団体の長に対する指示権を規定する)。⑤授権の期間が長いこと(授権法五条は、授権期間を四年とする)。改正草案九八条は宣言を百日とするが、更新回数に制限はないので、国会の判断しだいで継続が可能である)。

れていないと授権法のタイトルは「民族および国家の危難を除去するため」とするが、それは目的であり、発動の要件は不明である。自民党憲法改正草案九九条第一項は、「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然灾害その他の法律で定める緊急事態において」とある。

麻生太郎が「ナチスをみならえばよい」と放言した（二〇一三年七月）のも、この全権委任法を指している。しかし全権委任法は、ホロコーストと第二次大戦に直結するナチス政治の存立根拠だ。だから麻生のことばは〈ナチス政治を丸ごと肯定するもの〉として受け取られる。それにまた麻生は（民主主義・人権尊重と

いう価値をワイマール憲法と共に有する
日本国「憲法を尊重擁護する義務」を負う（九九条）公務員である。いずれにせよ冗談ではすまされないこと、なのだ。

ところでのヒトラーの独裁政治の下で、ライヒ議会はなにをしていたのか。全権委任法の成立から敗戦まで、議会の開催はわずか一九回である。そしてライヒ政

府の法律が九〇〇を越えたのに、議会が制定する法律は七つにすぎなかつたといわれる。だが三年にナチス以外の議員は追放されていたのだ。つまり、全権委

任法ができたあとで議会が抵抗しようとしてもそれは手遅れである、ということなのだ。

(7) ドイツ一戦後の基本法体制と緊急事態条項改憲(一九六八年)

表3 全権委任法とナチス独裁体制の確立	
ワイマール共和国	
1932年	
7月31日	総選挙実施 ナチスが230議席を獲得し第一党に躍進
11月6日	総選挙実施 ナチスは第一党を守るが議席数は後退
1933年	
1月30日	ヒンデンブルク大統領がヒトラーを首相に任命。連立政権誕生
2月27日	国会議事堂放火事件
2月28日	大統領緊急命令「民族および国家の保護のためのライヒ大統領令」 (憲法48条に基づく) 基本権を包括的に制限
3月 5日	総選挙実施 ナチスは288議席を獲得 共産党の得た81議席は3月9日に抹消される
3月22日	ダッハウ収容所の運営開始
3月24日	全権委任法が成立
第三帝国	
3月31日	ライヒ政府による「ラントとライヒとの同質化に関する第一法律」 ラント議会の権限を制限
4月 7日	ライヒ政府による「職業官吏制の再建に関する法律」 ユダヤ人、共産主義者を公職から追放
4月 7日	ライヒ政府による「ラントとライヒとの同質化に関する第二法律」 ラント大統領がライヒ総督を任命
7月14日	ライヒ政府による「政党新設禁止法」 国家社会主義ドイツ労働者党を唯一の政党と規定
11月12日	ナチス一党下での総「選挙」実施 ナチス党员のみが立候補
1934年	
1月30日	議会立法による「ライヒ改造法」 ラント議会を廃止
2月14日	ライヒ政府による「ライヒ参議院の廃止に関する法律」 ライヒ参議院を廃止
4月24日	ライヒ政府による「刑法及び刑事訴訟法改正のための法律」 民族裁判所を設置。裁判官はヒトラーが任命。政治犯を処刑
8月 1日	ライヒ政府による「ドイツ国家元首に関する法律」 ライヒ大統領の権限を総統ヒトラーに委譲
8月19日	国民投票で、国民は8月1日の措置を支持

戦後のドイツは、ワイマール共和国と憲法がナチズムの蹂躪に無力であつたことにたいする反省から出発した。ドイツ基本法(一九四九年)には、
①四八条の緊急権を大統領から剥奪したこと、
②「自由で民主的な基本的秩序に敵対するに滥用する者」にたいして、表現の自由・集会の自由・所有権などの基本権を喪失させること(一八条)、
③「政党のうちで、その目的またはその支持者からして、自由で民主的な基本秩序を侵害しもしくは除去し、またはドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指すものは、違憲である」(二二条一項)
④議会や大統領が憲法秩序を侵害することについて、憲法裁判所を設置したこと(九三条以下)、などの規定がおかれた。
その後、六八年の憲法改正によつて、緊急事項が整備された。しかしそれはワイマール憲法四八条の単純な復活ではない。緊急事態が濫用され憲法秩序を破壊することの起りえないような厳格な制限を付してのものだ。水島朝穂「ドイツ

基本法と『緊急事態憲法』（世界の『有事法制』を診る）は、そこで次の三つの「憲法的安全装置」をあげている。

①合同委員会の制度 議会から選出される四八名の委員で構成される。「緊急事態の認定権限をギリギリのところで議会に留保する制度として、他に例を見ない工夫ということができるよう」

②防衛事態・緊迫事態の認定手続 「外一部からの武力攻撃事態（防衛事態）の認定を、連邦議会の投票数の三分の二の多数（総議席の過半数）に委ねている。かかる確認があつて初めて、執行権の特別権限が創設的に根拠づけられるわけである。武力攻撃が実際になされなくても、『防衛事態』に対する準備態勢に入ることができる。これが『緊迫事態』である。これもまた、連邦議会の三分の二の多数の同意が必要である。」

③対内的緊急事態の排除 「緊急事態憲法には『対内的緊急事態』という条文も文言も存在しない。」

したがつてドイツ基本法には国家緊急事態条項はあるが、議会制度と裁判所制度によつて、ナチス独裁の轍を踏まないよう工夫が施されているといつてよいだろう。このことは自民党的憲法改正草案九八・九九条にはみられないものだ。

およびその確定）

（1）連邦領域が武力によつて攻撃され、または、このような攻撃が直前に差し迫つていること（防衛上の緊急事態）の確定は、連邦参議院の同意を得て、連邦議会がこれを行なう。その確定は、連邦政府の申立てに基づいて行ない、連邦議会議員の投票数の三分の二の多数、少なくともその過半数を必要とする。

（2）状況からして不可避的に即時に行動することが必要とされ、かつ、克服しえない障害のために連邦議会が適時に集会することができず、または、連邦議会が「定足数に達しないために」議決することができるときには、合同委員会がそくとも過半数をもつてこの確定を行なう。

第一一五条〔連邦憲法裁判所の地位〕
連邦憲法裁判所およびその裁判官の憲法上の地位、ならびにその憲法上の任務の遂行は、これを侵害してはならない。（後略）

（ながやま しげき／東海大学
法科大学院教授）

第一一五e条〔合同委員会の地位およびその限界〕

（1）合同委員会が、防衛上の緊急事態において、投票の三分の二の多数、少なくともその委員の過半数をもつて、連邦議会が適時に集会するためには克服しがたい障害があること、または、連邦議会が議決することが不可能であることを確定したときは、合同委員会は、連邦議会および連邦参議院の地位を有し、かつ、その諸権利を一元的に行使する。

（2）合同委員会の〔議決する〕法律によつて基本法を変更し、その全部もしくは一部を失効させ、または、その適用を

停止することは許されない。（後略）

第一一五f条〔連邦政府の非常権限〕

（1）連邦政府は、防衛上の緊急事態による国家緊急事態の例がリストに含まれていないことは問題とならないだろう。

（2）連邦議会、連邦参議院および合同委員会は、第1項によつてとられた措置について、遅滞なく、報告を受けるものとする。

然災害のための国家緊急事態条項の必要性がないことをあきらかにした。津波による国家緊急事態の例がリストに含まれていないことは問題とならないだろう。

③詳細は平野美恵子ほか「米国愛国者法（反テロ法）（上・下）」を参照。

④グアンタナモの現在について。アムネティ国際事務局ニュース（二〇一六年一月一三日）は「現在、同収容所には一〇五人が拘束され、そのうち四七人は移送が決定しているにも関わらず依然として獄中に留まっている。二〇〇九年一月にバラク・オバマ大統領が就任したとき、一年以内にこの悪名高い収容所を閉鎖する執行命令に署名した。だが七年後の今も存続している。オバマ政権は、収容所を閉鎖して一部の囚人を米国内に移し、拘束を継続する案を示唆している」と報じた。

⑤「Imbalance of Powers-How Changes to U.S.Law & Policy Since 9/11 Erode Human Rights and Civil Liberties」Lawyers Committee for Human Rights.

⑥ワマイール／ナチス期に活躍した国法学者。その学説はナチの独裁への道を開いたとして後に批判された。



「戦争ができる国」から国家総動員へ

—「國家」を守るために国民を棄てた国—

豊 旗 梢

言論弾圧から恐ろしき国家総動員法へ、そしてすべてが戦争へとかり出された。

昭和13年法律第55号

第4条 政府は戦時に際し国家総動員上必要あるときは勅令の定める所により、帝国臣民を徴用して総動員業務に従事させることができる。

ただし、兵役法の適用を妨げない。

第5条 帝国臣民及び帝国法人その他の団体をして國又は地方公共団体の行う総動員業務に付き協力させることができる。

第8条 総動員物資の生産、修理、配給、譲渡その他の処分、使用、消費、所持及び移動に関し必要な命令をなすことができる。

第20条 新聞紙その他の出版物の掲載につき制限または禁止をなすことができる。

遅れてきた少年、第一次大戦で漁夫の利、総力戦思想を胸中に語る。そもそも、先立つこと20年前、第一次大戦はヨーロッパ帝国主義の総決算であったが、その戦後処理の標語は「民族自決」であった。しかし、東洋で漁夫の利を得た日本の認識は全く違っていた。却つて帝国主義的

第39条 第20条罰則（懲役、禁固、罰金）

遅れてきた少年、第一次大戦で漁夫の利、総力戦思想を胸中に語る。そもそも、先立つこと20年前、第一次大戦はヨーロッパ帝国主義の総決算であったが、その戦後処理の標

政府は前項の制限または禁止に違反した新聞紙その他の出版物であつて国家総動員上支障あるものの発売及び頒布を禁止し、これを差押さえることができる。この場合においてはその原版を差押さえることができ

る。

主、東京帝国大学法学部教授上杉慎吉（岸信介・安倍晋三の祖父が私淑）はすでに大正4年国家総動員論を述べているが、ここに早くも日本の運命を誤らせた発端を読み取ることができる。

「同盟も頼むにあらず、協商も依るに足らず、呼応して日本滅ぼざるべからずとなす日必ず至らん、もし此の大危機至らずとする者あらば、日本人の希望と力を侮辱する者なり。大日本が、滅亡か、これ帝国の運命なり。しかしてその大試験（試練）来るは必ずしも遠き将来にあらず。歐州大戦の終るのとき、危機目前に在り」

言論弾圧、「天皇機関説」炎上

天照大神以来、否神代以来養い来れる日本（上杉慎吉）と感じる勢力には、天皇は「現人神」（人として現れた神）であつて国家の一機関の考え方など言語道断、いつたい軍人が「機関」のために命を捧げられるか、と

株式会社は社長の力が強くても社長の私物ではなく、会社イコール生身の社長個人でもない。会社自体人の集まり（社団）で、最高意思決定機関「株主総会」、執行機関「取締役会」があり、一人が「○○会社」という人格（法人）を代表する取締役（代表取締役（社長）である。この近代的ルールが实际上どれだけ現実であるかは別として、社長がこの仕組み自体をケシカラントとして全否定することもないだろう。

国家も、君主（立憲君主）、議会、政府（内閣）、裁判所、大統領などの諸機関が組み合わさった近代的組織体で、これを会社と並行的に「日本」という名のついた「人（法律上の人）法人」と想像していい。これが近代的な国家法人説で、さすがの明治憲法も国家法人説で解釈され、天皇機関説が從来より正統の公認学説であつた。

ところで、「神武天皇以来否（いな）

強く反発、東京帝国大学法学部教授で上杉の論敵・美濃部達吉の追放にかかつた。学問には学説の違いや対立はよくあるが、事は天皇に関わる事項であり、しかも国家総動員論の荒れ狂う折から、天皇機関説事件(昭和10年)が起つた。

弾圧事件後の憲法論、 焼野原に

蓑田胸喜〈狂氣?〉、筧〈かけい〉
克彦なる人物は御存知ないだろうか。

両名ともウヰキペディアにある。蓑田は筆者が学生時代読んだ朝日新聞社『昭和史の瞬間』でも触れられ多少印象が残っているが、曰くつきの人物で、熊本県八代出身、東京帝国大学法学部に学び上杉に師事して執拗に美濃部を攻撃、追放の火付け役を演じた。美濃部糾弾は民間右翼、軍人および一部首脳、野党政友会などに燎原の火のごとく広がり、ついに美濃部の憲法教科書は差禁、文部省も大学の講義から機関説の排除の措置をとつた。

その後、憲法学はどうなつたか。

時局に迎合するおぞましい光景が現出した。学問的水準が低い天皇制神

学の憲法思想がはびこり、同じく法学部教授観克彦の『大日本帝国憲法の根本義』(昭和11年)には、同心円の最中核に「皇祖天皇」その外に「天皇」、さらに「皇國大日本」その外に「國の外」、最周縁に「世界」という図が据えられ、「皇國政体の皇國に於ける地位並びに關係」が題で、「この國は兼て、皇國が全世界の諸生活を美化すべき筈なるとともに、皇國が世界の諸生活の固成たることも示す」との解説がつく。

この神がかり憲法学の刊行は岩波書店である。すべてが変わつてしまつたのである。この年には二・二六事件、続いて翌年には「悲劇の序幕」(『昭和史の瞬間』)として盧溝橋事件が起つてていることは決して無関係ではない、いまでも感慨無量である。

蓑田胸喜(『昭和史の瞬間』)でも触れられ多々印象が残つてゐるが、曰くつきの人物で、熊本県八代出身、東京帝国大学法学部に学び上杉に師事して執拗に美濃部を攻撃、追放の火付け役を演じた。美濃部糾弾は民間右翼、軍人および一部首脳、野党政友会などに燎原の火のごとく広がり、ついに美濃部の憲法教科書は差禁、文部省も大学の講義から機関説の排除の措置をとつた。

その後、憲法学はどうなつたか。

時局に迎合するおぞましい光景が現出した。学問的水準が低い天皇制神

つまり藤田嗣治(1886-1968)が小磯良平、宮本三郎とともに「戦争協力」したことはよく知られている。何回目かの結婚の最後の君代未亡人と質問状対話が残つてゐる。

「確かに、戦争の始まつたころ、麹町の家に軍の方が二人、戦争画を描くように依頼に見えたことを記憶しています。藤田は何か頼まれれば『否』といつたことのない人でしたし父が軍医総監をしたことがあります。素直にお受けしたと思います」

——戦争記録画は時代を追つて次第に色彩が暗くなり、テーマも重くなつていく。この変化の原因は何か。悲惨な玉碎図は戦意高揚には繋がらないという批判があるが。自分の画業として戦争画をどのように位置付けていたか――

「絵かきでござりますので、絵の中には思いをこめたと存じます。絵をご高覧いただきたいと思います」(以下略)。

「戦争画家」藤田嗣治
民も戦争に徴用あるいは強制的に協力させることができる。

さて、それほど美術に詳しい人でなくとも、あの世界の画家「フジタ」

有名な『アツツ島玉碎』(昭和18年)

は藤田の代表的戦争画で、油彩で力

9×2・6m)の大作である。細部まで濃密に描きこんでいて、その打

ち込みようは尋常でない。暗く淒惨、

そして見る者には実に重い。「いい戦

争画を残してみたまえ。何億、何十億

という人がこれを見るんだ。それだ

からこそ、我々としてはなおさら一

所懸命に、眞面目に仕事をしなけれ

ばならないんだ」とは藤田のことば

である。アツツ島は北太平洋アリューリヤン列島にある。太平洋戦争中ののはしりである。

最初の「玉碎」で、以後数限りなく

太平洋の島々で繰り返される「玉碎」

として戦争画をどのように位置付け

ていたか――

よく見ると、黒が主調のなかに赤

がなく、血は流れていらない。生きな

がらにすでに見棄てられ、殺されて

いる。これが「大日本帝国」という

ものの絵である。そして、戦争画家

として戦後批判され日本を去るとき

藤田も言つた、「僕が日本を棄てたの

ではない。僕が日本から棄てられた

んだ」と。

(とよはた こずえ／東京都
在住、大学教員)
(完)

□□□

戦争も原発も国策による棄民

—福島原発大震災5周年に思う—

奪われし民たちは……、原発

事故後5年の福島で

橋 柳 子

日本及び日本人は、目に見えないものや心の問題は大事にしないところがある。従つて、いやなもの、存在されでは困るもののはすべて隠す。

それが先の戦争であり、現在の原発事故である。日本と日本人の恥部であるから、歴史の事実をねじ曲げても、詭弁を弄しても「なかつた」ことにする、したいのである。

これが慰安婦問題であり、南京大虐殺と虐殺数。たとえ生き証人がいようと秘密保護法にのつとりマル秘か「ない」ことにする。当時のことを知る人々も年々少くなり、はたまた語り継ぎの課題があつたとしたにしろ、何とも情けない心だ。日本及び日本人は「謙虚」であり、人にはやさしいはずである

のに……。権力と立場をフル回転し、「歴史修正主義者」といわれようが、なんのそ、『積極的平和主義』なる「錦の御旗」をかかげて、煙にまく。日本の民衆は外国の新聞記事も情報も分らないだろうといわんばかりに、ぬくぬくとことに当づぶとい為政者たち。

福島原発事故もまた、同じ憂き日に会うだろう。すでに現実味をおびているのだが……。賠償金と箱物づくりで目をくらまして、「復興の大合唱」をしているのが原発事故5年後の福島。原発を建てると底冷えのする3月の広い体育館で床に毛布1枚。食べ物などの通るわけがない。私はこのままでは死ぬと直感。体育馆からの脱出を決行。車の窓に積つた雪をはらいのけ、カーナビのない車でやみくもに走つた。ガソリンだけは満タンだつ

たのが幸いだつた。

のときも金だった。そして再びである。「学ばぬ民衆」を歓迎していることだらう。福島県内の避難者は平均6ヶ所の避難場所を転々としている。ちなみに、私は現在10ヶ所目の仮設住宅で怒りと共に生きる闘いをしている。5年でこの避難の苦しみと悲しみ、そして諸々のことを忘却も払拭もできない。

避難途上でフラシュバックしたのが、中国・満州で敗戦をむかえたときのことだ。着の身、着のままでリユックサック一つ背負い集結地にむかつた、延々とした行列だった。敗残の身の民衆の姿だつた。まさにそれと同じ姿がそこについた。浪江町には国及び東京電力から原発事故の連絡もないなか、何ヶ所目かの避難場所で、配られたのは冷たいおにぎりと水。訴えようが馬耳東風。

5年経つても何ら変わらぬ仮設住宅住まい。戦争も原発もすべてのものを奪いつくす。

戦争も原発事故も国策による「棄民」である。地震国に54基もの原発を造り得たのは、政治的決定のなせるもの。巨額の税金を浪費して民衆を犠牲にしている。福島原発事故がなかつたかのごとく原発

その後は心ある企業や、しいたげられている民衆同士の助け合い、ささえ合いの精神で、現在にいたつている。

大陸からの引き揚げのときは、空腹で歩けなくなつたら、そこに置いていかれた異國の地で果てるしかなかつたのだ。

の再稼働が始まっている。事故当初から解つていたはずの、メルトダウンの判断基準が社内マニュアルに明記されていたことを東京電力が認めたのは、事故後5年の2016年2月。福島原発の事故から何ら学ばない、学ぼうとしない首長た

ちと一部民衆を味方に、再び「負の遺産」遣しに走り始めている。国の責任、企業の責任、大人の主権者たちの責任を深く問いたい。

(たちばな りゆうこ／福島県本宮市に強制避難中、元中学校教員)

福島県立医大の県民健康調査の欺瞞

●目的を窺う

原発事故の規模に驚き、県民の避難行動がとれなかつた福島県庁が、無力のそしりを避けるために、避難基準を高くし、放射能の影響を否定するために立ち上げたのが、福島県立医科大学による「県民健康管理調査」である。

マスコミから秘密会議の存在が暴かれ、体質を改善する意味で「管理」の名前を外して世間の目を反らしているが、実態は変わつてない。

大人げない利益優先の偏ったメンバー構成を見ると、この組織が目指す方向は福島県民の為に在るとは言えない。メンバーのほとんどが広島・長崎、そしてビキニ核実験の被ばく被害を否定してきた者達である。彼らは、原発事故の当事者

葉町をメイン会場にして、原発事故から避難訓練を行つた。この時の緊急事態体制は原子力災害対策特措法に則り、オ

フサイトセンターに国・県の現地対策本部を速やかに立ち上げ、その関係者と所轄町の担当者が集い、原子力災害合同対策協議会（法23条）を設置して、①屋内退避・避難の決定及び解除②ヨウ素剤の服用の指示の決定③飲食物摂取制限の決定及び解除④事故収束のために取るべき措置⑤緊急事態解除宣言を出すべきとの具申⑥その他現地対策本部長が必要と認めた事項について、緊急事態対応方針決定会議で決めることになつてた。

この訓練で必須条件は、風向き所謂スピーディ情報であつた。当然この情報で避難する方向を決めていた。合同対策協議会には、総括班、広報班、プラント班、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班が置かれていた。

原発事故後は事故現場から近距離に才媛が置かれていたために、医療関係者は医療訓練は避難エリアが3km以内とされた為、機能させることができなかつた。たゞ、機能させることができた。そこで、現地対策本部は立ち上がるとななく、一部の参加者のみで構成して、一番大変な被害を受けている市町村は参加

た。一番重要な避難民を抱える市町村を外して、会議が進められていたことは知らなかつた。

事故時の責任者（菅直人・原子力災害対策本部長）は、自分の著書に原子力災害対策特措法にある合同対策協議会を作れなかつたと記述しているが、本来の役目を果たしていない違法な事を断じて許せる話ではない。

従来の避難計画を無視して、素人の政治主導で事故対応に当たつたために、被ばくを強要し、避難を妨害し、損害の請求権等を侵し被害当事者には直接被害と間接被害の二重苦・三重苦を与えたのである。

●福島県立医大関係者と家族にだけヨウ素剤服用させた問題

原発事故時に、医療関係者に与えた被ばくの恐怖は大きく、福島県立医大から脱出する者が多数いた。

当然の行動である。医療関係者は医療被ばく防止の教育を受けている。この為、限界の値も知つてゐるし、計測器やガラスバッヂを持持つてゐるのに、危機的な状況は県民よりも早く知ることが出来る。1号機並びに3号機の放射能は、約20から50μSv/hの高線量（20～50÷事故前の平均値0.05μSv/h×400）されれば、当然人は住んではいけない放

●原発事故前の体制と事故後の対応

2010年11月25・26日、福島県が双

射線量である。国と福島県は人口の移動に対処しきれないために、必死に被ばく初期基準を無謀にも引き上げた（スクリーニングレベルを1万3000CPMから10万CPMに引き上げた）。被ばく基準を知らせておかれた福島県民たちの姿を、専門家の医師たちが見れば自分の家族に影響が及ぶと考えて、福島を離れようとした。これを必死に止めるために、彼らにはヨウ素剤を服用させた。

この後、すぐに「100ミリシーベルト以下の被ばくは安全」と唱える学者を福島県は招へいして、県内各地で「100ミリシーベルト以下安全」の大キヤンペーンを行つたことは周知の事実である。

結果として、多くの福島県民を騙して、避難をさせなかつた。この手法が成功するかは時代が検証する。決して悪意の第三者が関与して、被ばくが安全と言う事は成功しない事を予言したい。

●県民健康調査検討委員会

利益相反

県民健康調査検討委員の多くは、広島・長崎、そしてチエルノブリで原子力ムラの豊富な資金に酔いしれ、被ばく者排除の論陣を張つてきた者達である。星座長を頭に被ばくの影響を否定し続けている事は、相当な利益相反が存在するように観察される。星座長は放射能の

影響は考えにくいといつも言つているが、この言葉の実数と計算式を示して言う事が求められる。チエルノブリでは、5年過ぎてから発症したと言つてはいるが整合性が無い。その時にはどのような機器が有つたのか、5年までには全く被害が無かつたのか、5年の前後の機器の数量と性能の比較も県民に示さなければならぬ。受診率の比較も知りたいところである。また、一番重要な事はどのくらい正確に福島の放射線量が測定されたのか、管理区域が一般生活圏に設定されたのか、どの核種が検知されたのか、空間線量にこだわり、土壤線量をなぜ否定しているのか等の説明が無いままに、星座長は被ばくの影響を否定しているが、星座長は被ばくの障害を見抜く力を備えているのが疑われる。

この検討委員会の委員に疑惑を感じるのは、異口同音に被ばくの影響を否定しているからである。県庁の姿勢に大きな疑惑を持っているのは、私が双葉町長在職中に、何度も県知事に被ばくの被害防止について、質問書を書いていたからである。その回答は素人に答えるような内容で、県民を被ばくから守ると言う使命感が無かつた。はつきり言つて担当者の無知さに辟易していた。この為、何度も同じ質問を繰り返した。町民を無用な被ばくから守るためにだつた。この委員構成は、明らかにおかしい。

全員が同色である。被ばくに関して、福島県民は哀れである。県民に被ばくを強要する悪意の第三者の委員のみによって、安心で安全と真逆の判断で子供から大人まで、毎日5年間も被ばくを続けさせられている。

●健康調査検討委の喜劇(悲劇)

県民健康調査検討委員会のメンバーに失望する。専門家と称する者達は双葉町

多くの町民はベントと1号機の爆発物に

より夥しい被ばくをしている、一般的に

被ばく量の判断に医師たちは医療機器の

瞬間被ばく量を説明するが、我々の被ばくは瞬間に年間の平均値にごまかしてい

る。

我々双葉町民が浴びた被ばく量はベントの被ばく量、だけでも時間当たり、 $4.6 \mu\text{Sv/h}$ である。これを年間にすると $1.3 \mu\text{Sv} / \text{h} \times 24 \text{時間} \times 365 \text{日} = 40.4$ シーベルトになつてしまふ。滞在実時間では $4.6 \mu\text{Sv} / \text{h} \times 5 \text{時間} = 23 \mu\text{Sv}$ トを被ばくしてしまつた。

これと同時に、1号機の爆発物も浴びてゐる。この線量は線量計の針が振り切れて数値は解らない。

この事実を、国と県はひたすら隠してゐるのである。この検討委員会は我々を調査したことが無い。この時には、双葉町民は約1000人位が避難途中であつた。

検討委員会の要項には罰則規定が無く、条例規則も無いのである。従つて委員の選考基準が定まっていない。このため、何を根拠にして検討するのか、間違いに対する責任を問うことが出来ないのである。即ち、なにも根拠が無くても、どのような結論を出してもその結果、将来の被ばくによる発症があつても、被害の判断には永久に罪が問われることは無いのである。

原発事故は深刻な影響をもたらしているが、実態が伴わない安全・安心の裏付けのない宣伝を可能にしている理由がここにあつた。

佐藤雄平県政は、避難に伴う労力を惜しみ、加害者側に組して被害の立証を怠り、避難訓練の通りに県民を守る使命を裏切つたのである。救済を放置して風評被害の掛け声の下に、救済されない多くの県民を産んでしまつた。このアリバイ作りに県民健康調査が行われている。

原発事故に伴うウソがもたらしているのは、被害者には悲劇であり、加害者は喜劇である。

(いどがわ かつたか／福島県・前双葉町長)



教科書アンケート「育鵬社7割肯定」は組織動員か!?

—大阪市議会で真相究明求める陳情書可決—

伊賀正浩

大阪市での育鵬社中学校教科書(歴史・公民)採択をめぐつて、私たちは昨年夏以降、育鵬社と親密な高尾

教育委員の不正関与を問題にしてきました(本誌No.372参照)が、教科書展示会の市民アンケートに関する重大な疑惑が新たに発覚しました。

「育鵬社7割肯定」としたアンケート結果が、大阪府岸和田市のフジ住宅株式会社の組織動員によつてねつ造された疑いが濃厚になつたのです。2月10日、「子どもたちに渡すな!あぶない教科書 大阪の会」は、真相究明を求める陳情書を大阪市議会教育子ども委員会に提出しました。2

月23日の同委員会で陳情書が取り上げられ、自民・公明・共産の賛成(大阪維新の会は反対)によつて可決されました。今後の疑惑追及に向かたれました。画期的な成果でした。

■大阪市教委が採択会議で「育鵬社肯定約7割」と異例の報告

大阪市教育委員会は、市内32カ所

で教科書展示会を行いました。採択の教育委員会会議では、歴史の審議の冒頭で事務局が育鵬社に肯定的な意見約7割(779件)、否定的意見約3割(374件)と報告し、圧倒的に育鵬社支持が多かつたと印象付けました。しかも、具体的な市民の意見は報告されていません。このような贊否割合(数)だけの報告は、明らかに組織的な大量動員に有利な集約方法でした。

大阪市ではこのような市民アンケートの集約は初めてのことでした。2011年中学校採択、2014年小学校採択においては、教育委員間での閲覧だけで教育委員会会議で報告はありませんでした。今回、大阪市教委のこののような集約方法をだれがどこで決定したのか、強い疑念を持ちました。

■育鵬社肯定意見は、「大阪市外」の意見が決定的

私たちは、情報公開請求を通じて市外アンケート個票入手し、独自に分析を試みました。市民アンケートには、記入者情報として「保護者」「一般(大阪市内)」「一般(大阪市外)」欄があり、自由記述内容と合わせて検討しました。その結果、最大の特徴として大阪市の採択にもかかわらず、大阪市外からのアンケート数が異様に多く、469件(40.7%)にも達することが明らかとなりました。その約85%が育鵬社に肯定的な意見でした。記述内容を見てみると、同一人物による大量提出を確認できました。1人で4枚以上提出していると思われる事例が28件以上あり、その内1人で10枚以上提出しているケースが7件ありました。最大で24

枚も提出している人物までいました。

これらに共通するのは、ほぼ同一の文面で、大阪市内の複数の展示会場へ提出していることです。この数だけでも212枚。何と大阪市外の育鵬社肯定数の半数以上でした。

一方、「大阪市内」に居住する人のアンケートは569件（49・3%）であり、肯定が約55%、否定が約45%でした。「大阪市内」でも、育鵬社肯定意見の中に、同一の人物が同一の文面で多くの展示会場へ大量提出したと疑われるケースが見られました。例えば、ある西淀川区民は25枚のアンケートを23カ所の展示会へ、ある天王寺区民は17枚を17カ所の展示会へ、ある福島区民は13枚を13カ所の展示会へ提出していました。この3件を考慮に入れるだけでも、大阪市内の育鵬社肯定数と否定数は拮抗することになります。「保護者」は育鵬社肯定が多い結果になつていますが、その絶対数が少なく、有意な差を見いだすことはできません。

■フジ住宅による組織動員か!?

市民アンケートで育鵬社を肯定した意見の多くが、育鵬社・日本教育再生機構と密接なフジ住宅（今井光

郎会長は日本教育再生機構の設立発起人・代表委員）による組織動員の疑いが濃厚です。今井会長は、教科書展示会が始まると「教科書採択について、非常にお詳しく且つ価値観の高い信頼出来る私の友人」からの情報として、「大阪市については、市の教科書展示会にて数多くのアンケートを記入していただければ、育鵬社に採択される可能性が高くなる」と号令をかけ、社員に大阪市の教科書展示会に行くことを呼びかけました。

この「信頼出来る友人」とは、育鵬社の教科書事業部の人物でした。フジ住宅では、社員の思想信条を完全に無視して育鵬社賛成と書くよう強制しました。教科書展示会に勤務時間内に行くことも、社用車を何人かで乗り合わせて1日に何カ所も回ることも奨励しました。今井会長からは日本教育再生機構が作成したアンケート記入方法（記入事例）が全社員に配付され、アンケートはボールペンで記入すること、フジ住宅の社章と拉致被害者を救う会のバッチは外すこと、女性は私服でいくことなど、細かな指示を行う念の入れようでした。組織動員を隠すための姑息な手段としか言いようがありませ

ん。

会社の秘書室には、大阪市内32カ所の教科書展示会のうち31カ所のアンケート用紙が、少なくとも120枚以上備えつけられていきました。

教科書展示会に行つた社員は、アンケートを提出するだけでなく、アンケート用紙を大量（多い時には150枚以上）に持ち帰っていたのです。

それらを使って教科書展示会に行けない社員がアンケートを記入し、一部の人間によつてまとめて提出する行為も行われていました。教科書を実際に手にとつて意見を書くという教科書展示会の趣旨を完全に逸脱するものです。資料から確認できる投函回数は最低217回であり、そのうち、他人の書いたものをまとめて提出したケースもあり、実態はもつと多かつたと推察されます。

しかも、フジ住宅での教科書展示会への参加報告や教育委員・市長への要請手紙、その反応などが、逐一育鵬社の教科書事業部や日本教育再生機構に伝えられ、緊密に情報交換していたことも分かつてきました。

■大阪市教委の責任は重大

として絶賛しました。育鵬社・日本教育再生機構とフジ住宅が、二人三脚で不正にまみれた教科書採択活動を行つたのです。

教科書アンケートの「ざんざやり方（名前、住所の未記入など）」が、不正の温床になつていたことは間違ひありません。しかし、このアンケート内容を読めば、育鵬社の賛否を数值化することなど、市民の意識を反映したものではなく採択の資料として何の意味ももたないことは明らかです。大阪市教委は、アンケートを集約したとき、その信憑性を疑うことは容易に出来たはずです。しかし、大阪市教委はこれをわざわざ数値化し、採択会議の冒頭で報告し、育鵬社の採択に意図的に有利に利用した可能性があるのです。今回の陳情書可決を受けて大阪市教委と育鵬社・日本教育再生機構、フジ住宅の不正を暴いていきたいと思っています。（いがまさひろ／「子どもたちに渡すな！あぶない教科書 大阪の『教育再生』（2015年7月号）に会」事務局）

育鵬社教科書採択変えない呉市教委を糾弾する

—採択資料のまちがいが1054カ所発覚—

山川 滋

2011年から中学校歴史・公民教科書で育鵬社を採択した、広島県

の呉市教委に対して、呉市の市民団体は取り組みを共同して行うために

今年、「教科書ネット・呉」を結成し

た。教科書ネット・呉は教科書ネット・ひろしまと共に呉市教委作成

の昨年7月の採択資料を分析する中

で、歴史教科書調査資料の中に杜撰

な掲載人物調査のまちがいが非常に

多くあること、公民教科書調査資料

では育鵬社の評価を意図的に高めた

としか考えられない視点が総合所見

の中に複数あることを確認した。

教科書ネット・呉の調査を基に、

2月10日呉市民が呉市教委に「歴史

人物調査にまちがいがある」と質問。

2月12日付『週刊金曜日』は「呉市

教委が数字を偽装か」の記事掲載。

2月17日質問者に呉市教委学校教育

課長がまちがいを認め、市議とマス

コミに「教科書採択資料に誤記が見

つかつた」と連絡。2月21日教科書

ネット・呉準備会による学習会開催。

2月23日教科書ネット・呉は公開質

問状を市教委に提出。市教育長が教

科書選定委員会委員長にまちがいの

存在を報告。選定委員長は調査研究

委員会に再調査依頼。2月26日歴史・

公民の調査研究委員会が再調査実施。

3月1日調査研究委員会が選定委員

会に調査結果報告。臨時選定委員会

後、教育長に改訂総合所見を報告。

3月3日呉市教委は市民に公開の臨

時会議を開き、昨年7月17日に採択

した中学校歴史・公民教科書の総合

所見の再調査報告を審議。

しかし、人物調査にまちがいがある」と

教科書ネット・呉の調査を基に、

2月10日呉市民が呉市教委に「歴史

●まちがいの責任を調査研究員と担当指導主事になすりつけられなかつたのである。

呉市教育長は総合所見のまちがいの要因について、(1) 調査研究段階での見落とし (2) 調査方法の説明・指示が不十分だったために、

調査内容にぶれが生じた (3) 報告書作成段階で十分なチェックが行われなかつた、と述べた。呉市の調査研究員は校長を含め専門教員が歴史

7名、公民7名もあり、他市に比べてかなり人数が多い。みんなで本気で見れば見落としをすることは考えられない。選定委員も他市に比べて物が多いために、担当指導主事が手

で扱われている人物名」のまちがいの原因について、課長補佐は「近代の人物をリストアップすることになった。しかし、あまりに取り上げる人

物が多いために、担当指導主事が手

で扱われている人物名」のまちがいの原因について、課長補佐は「近代の

人物をリストアップすることになつた。東京書籍、学び舎、清水書院の人物を教科書からリストアップし、帝国書院、日本文教出版、自由

社、育鵬社には東書の人物をコピーリ

したものを基に、必要なものを加えたり、不要なものを除いたりした結果だ」と説明した。これでは、担当

分なチェックをしなかつた」とは本末転倒である。選定委員も教育委員も審議によるチェック機能を果たしていなかつたのである。

●杜撰な調査研究資料はなぜできたのか?

●杜撰な調査研究資料はなぜできたのか?

指導主事が手伝うというよりも、指導主事が都合のよい資料を作らせたと考えることができる。県教委や他市には「公正を期すために調査員と選定委員は重複しない」という規程がある。「指導主事は、担当教科部会に参加し、指導・助言を行う」と明記する「採択要項」も同時に存在しているために、指導主事が都合よく採択資料を作るシステムになつていて、まちがいをチェックするシステムは壊れていたのである。

● 育鵬社を有利にする水増し偽装をした公民視点⑧

公民視点⑧「補充的・発展的な教材の数と具体例、バランス」の「教材の数」は改訂総合所見で以下の表のように訂正されたが、評価は変わらなかつた。

出版社	東書	教出	清水	帝国	日文	自由社	育鵬社
7/17総合所見	28	12	23	12	30	21	49
3/3 改訂総合所見	32	13	23	13	31	21	24
評価は変わらず	○	◇	○	◇	◎	○	◎

公民教科書「補充的・発展的な教材の数」

だつた。他社にもコラムは同様にあり、育鵬社も他社のようにコラムを除けば下位になる。このような不公平なカラクリで数字を偽装した。3月3日に課長補佐は『理解を深めよう』というタイトルを機械的にため』と訳明した。

この不公平な扱いに対しても、教育委員から「育鵬社にコラムをカウントしたのなら、なぜ他社にカウントしないのか」という質問がでなかつたのは不思議である。育鵬社は37点のコラムを31点減らし、特設ページを6点増やして計24点にするとと共に、他の4社に加点や減点を行い育鵬社だけに特別な配慮が見えない

ようにカモフラージュをした。課長補佐は「内容が補充的・発展的でバランスがよいかどうか総合的に評価したり、子どもの権利を否定的記述したり、近隣諸国からの脅威を煽るなど、子どもにとつて本当にふさわしいかどうか疑わしいものが多い。しかし、教育委員と課長補佐との一問一答の後には「なるほど、よく分かりました」と納得するばかりで、審議の深まりは全くなかつた。育鵬社を再度採択するためのシナリオ通りに肅々と会議が進んでいつたとか見えなかつた。

● なぜ呉市教委は杜撰で不公正・不適正な採択をしたのか？

2011年中学校教科書採択のときから呉市の採択の観点・視点・方法に数値評価が多数盛り込まれた。側注、コラム、特設ページ、写真、図、人物数などの数量が評価の基準になつたのである。現代社会にも成績主義が定着し、数量で様々なものが比較評価されることが多くなつて

きた。数は内容そのものではないから数だけで比較評価するのは危険であるが、数は分かりやすく、操作しやすいというメリットがある。呉市教委はそこに目をつけたのではないからと推測する。育鵬社を採択させよう」と説明して日本文教出版と育鵬社を◎にした。育鵬社の特設ページやコラムには男女共同参画を否定したり、政治勢力が数値評価を盛り込んだ基準で採択資料を作らせようとする政治勢力が数値評価を盛り込んだ基準で採択資料を作らせ、教育委員に数を中心に分かりやすく説明をして、目的の育鵬社を合法的に採択する仕組みにしたのであろう。

しかし、先に述べた「公正を期すために調査員と選定委員は重複しない」という「採択規程」に違反する「採択要項」があるので、教育委員、選定委員、調査研究員の3つの役割が独立せず、上から下への支配や介入が自由に行われたために、責任の所在が不明確になり、杜撰なまちがいが平気で放置され、チェック機能も発揮されなくなつたのである。このように、呉市教委は育鵬社採択を自ら定めた採択規程を恣意的に運用し、職権濫用行為を行つたために、杜撰で不公正・不適正な教科書採択をしたのである。

(やまかわしげる／「教科書問題を考へる市民ネットワーク・ひろしま」事務局)

『アメリカン・スナイパー』

クリント・イーストウッド監督

評者 鈴木右文

本作は二〇一五年の米国映画。硫黄島の戦いを描く反戦作で有名な監督の作品だが、イラクに何度も派兵された凄腕狙撃手の実話。

主人公は四度イラクへ行き、合計百六十名余りを射殺。もつと殺せば仲間をもつと救えたと自伝に書き、映画のラストでは葬儀が星条旗の下で盛大に、そして全米大ヒット……と書けば、当時のイラクを敵視したアメリカのタカ派映画かということになり、実際この作品には賛否両論がうずまく。

しかし、現地は爆弾を抱えた子供を射殺しなければ仲間が死ぬ、死と隣り合わせの戦場だ。どちらが正しいかを考える余裕もなく、張り詰めた時間に埋め尽くされる。映画で描かれる残酷な市街戦は、何でもいいから逃れたいと思わせる地獄絵だ。特に砂嵐で視界が阻まれる中でのサバイバルは見ていて極めてリアル。

家族を得て一見幸せに見える主人公

も次第に心身を蝕まれていく。

除隊後PTSDに悩む帰還兵への支援にあたる日々であつたが、最後には症状に悩む帰還兵との射撃訓練で撃たれて絶命。葬儀のシーンから続くエンドロールでは音楽なしの無音であることも考えさせられる。米

たら本質を誤る。

これは監督の最近の作風だ。ウルトラ右翼の親米映画でもなければ、スカッとした反戦のカタルシスを味わう作品でもない。主人公もやかましい保守主義者でもなければ、反戦の正義漢であるわけでもない。どの立場の人も見ても苦々しい思いが残る作品であり、枠組みは米軍ながら、現場の恐怖と人の心への甚大な影響を描く普遍性を持つ。米国でない側から描かれていても同じように成立する作品であるように感じられる。

(すずき ゆうぶん／九州大学言語文化研究院教員)

『編集後記』

■冬季カンパご協力へのお礼■

この冬、数ヶ月の間にお寄せいただいた「冬季カンパ」、計386人から、112万1500円にのぼりました。お礼方々、ご報告申し上げます。ありがとうございました。今後とも、ご指導、ご鞭撻、ご援助のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

▼今号のメインタイトルは、「戦争法廃止・参院選勝利に向か野党共闘構築！」としました。

昨年12月末、戦争法廃止・立憲主義回復をめざす「市民連合」が発足し、野党共闘の実現で当面の参院選挙に勝利し、戦争法廃止に向けた足がかりを築く方向が決まっていましたが、いざ、「選挙協力」となると旧来のシガラミもあつて、なかなか運動が前に進まない状況もありました。

今年はじめ、事実上、水面下で参院選の準備がすすめられる中、野党共闘の体制構築が進まず、苛立たしさが募りましたが、2月に入り、ようやく、その内実が動き始めたよう

派利派略を続けるわけにも行かなくなつたようで、更に、共産党のこれまでの「原則」を参院1人区、衆院小選挙区は全て自党候補者を立てるの提案もあり、ようやく、本格的に野党5党の候補者調整が前に進みはじめたようです。それはそれで画期的な前進です。

事実、自公巨大与党と本気で闘う氣があるならば、少々の政策的違いは脇に置いても大同団結しなければ、到底、勝てる見込みはありません。それは2・26集会でのSEALDsの諏訪原健氏の発言でも、詳しく述べられています。ユーチューブにもアップされていますから、ぜひ一度、ご覧下さい。

(編集部N)

反戦情報編集部(代表:永田信男)

〒753-0831 山口市平井3955-5

(T/F) 083-902-3030

広島連絡所
(T/F) 082-2333-7322

福岡連絡所
(T/F) 092-292-8521

郵便振替口座
01520-5-12786

加入者名 反戦情報

銀行口座
普通預金
加入者名 永田信男
E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

普段銀行箱崎支店
加入者名 永田信男
E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

